

252-347



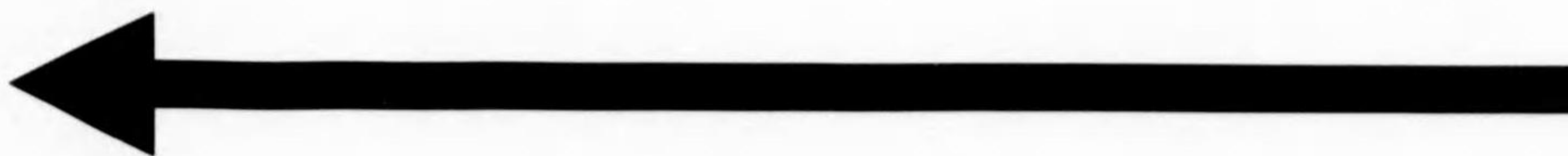
1200501342743

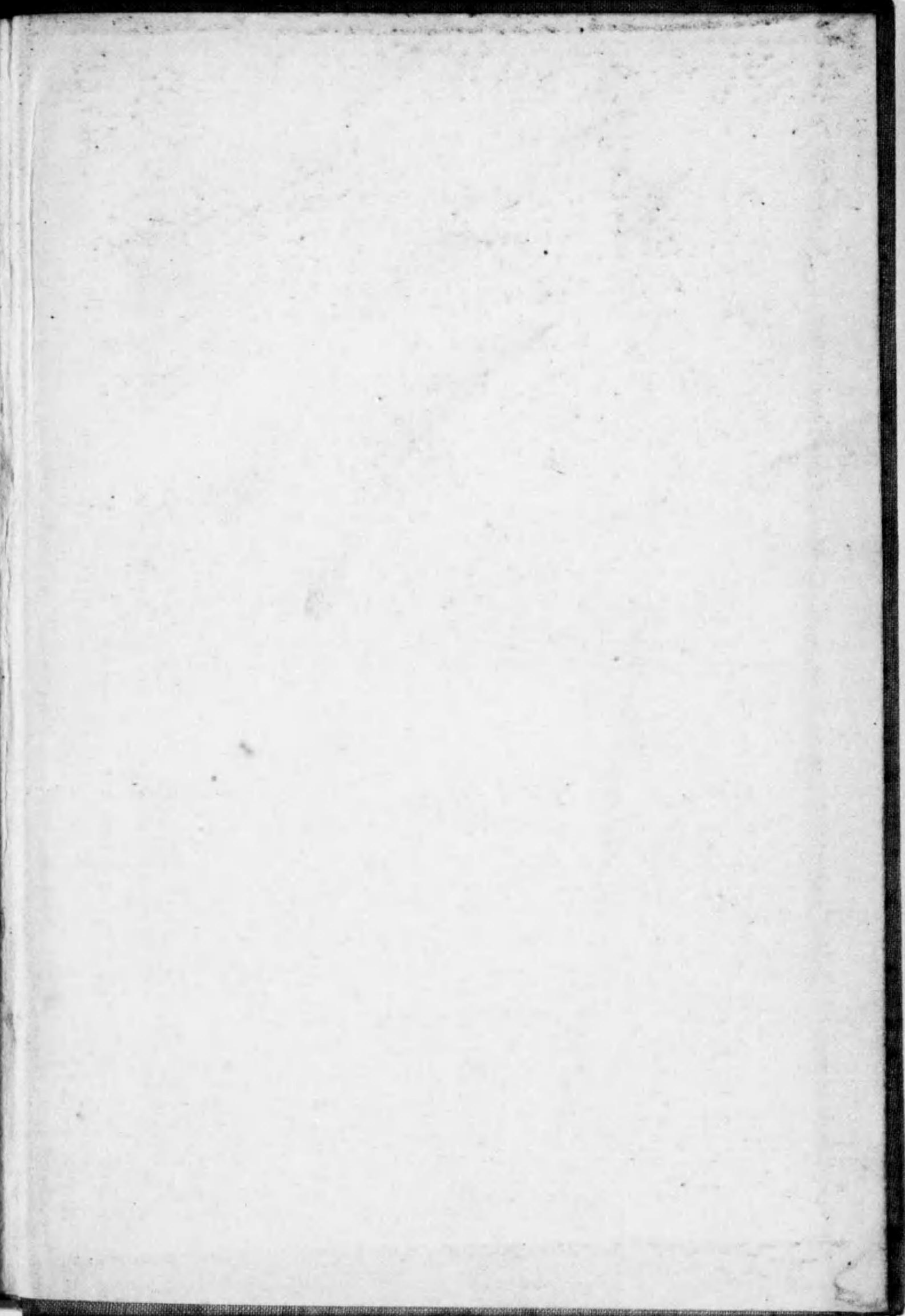
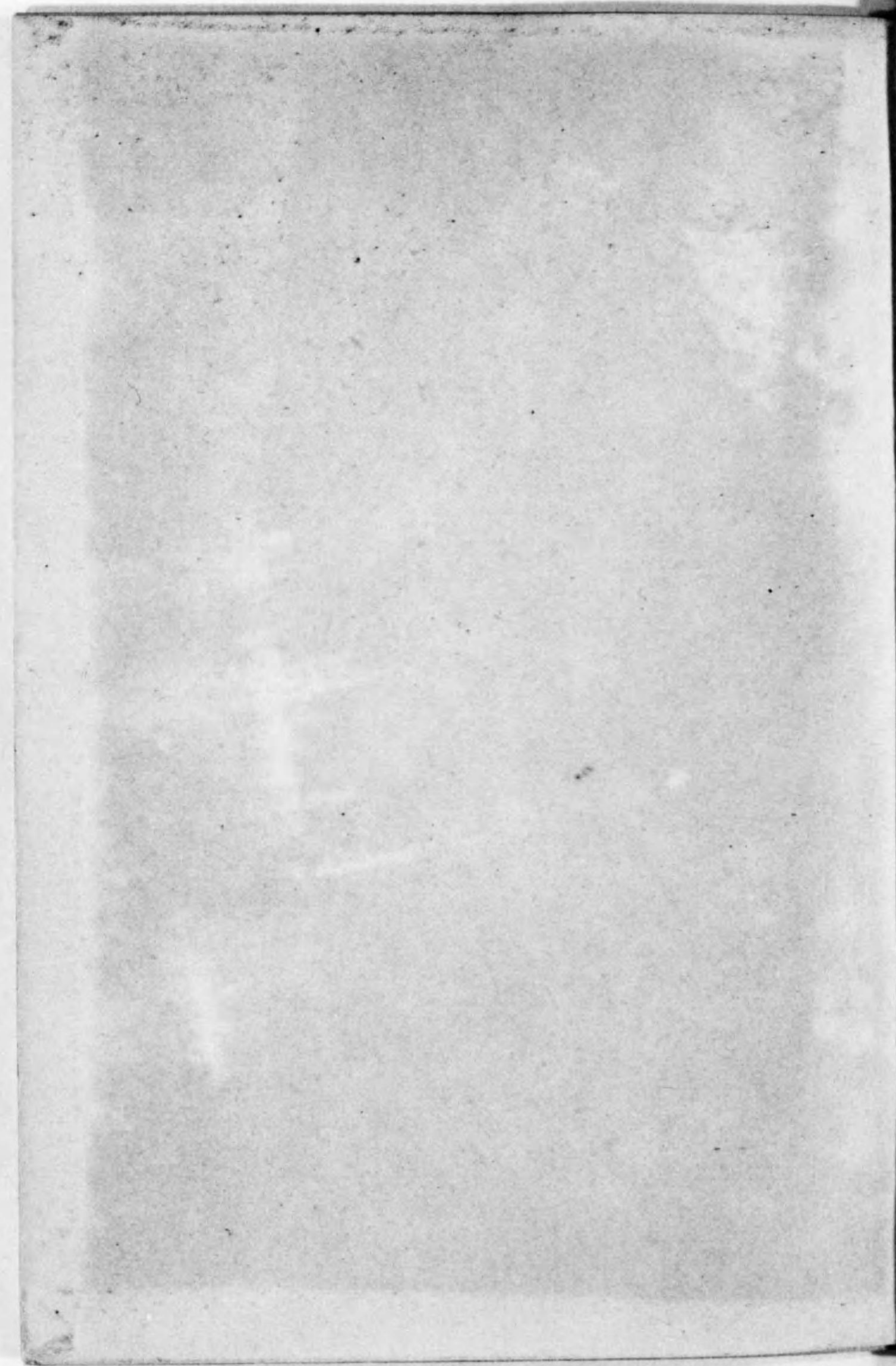
52

347



始

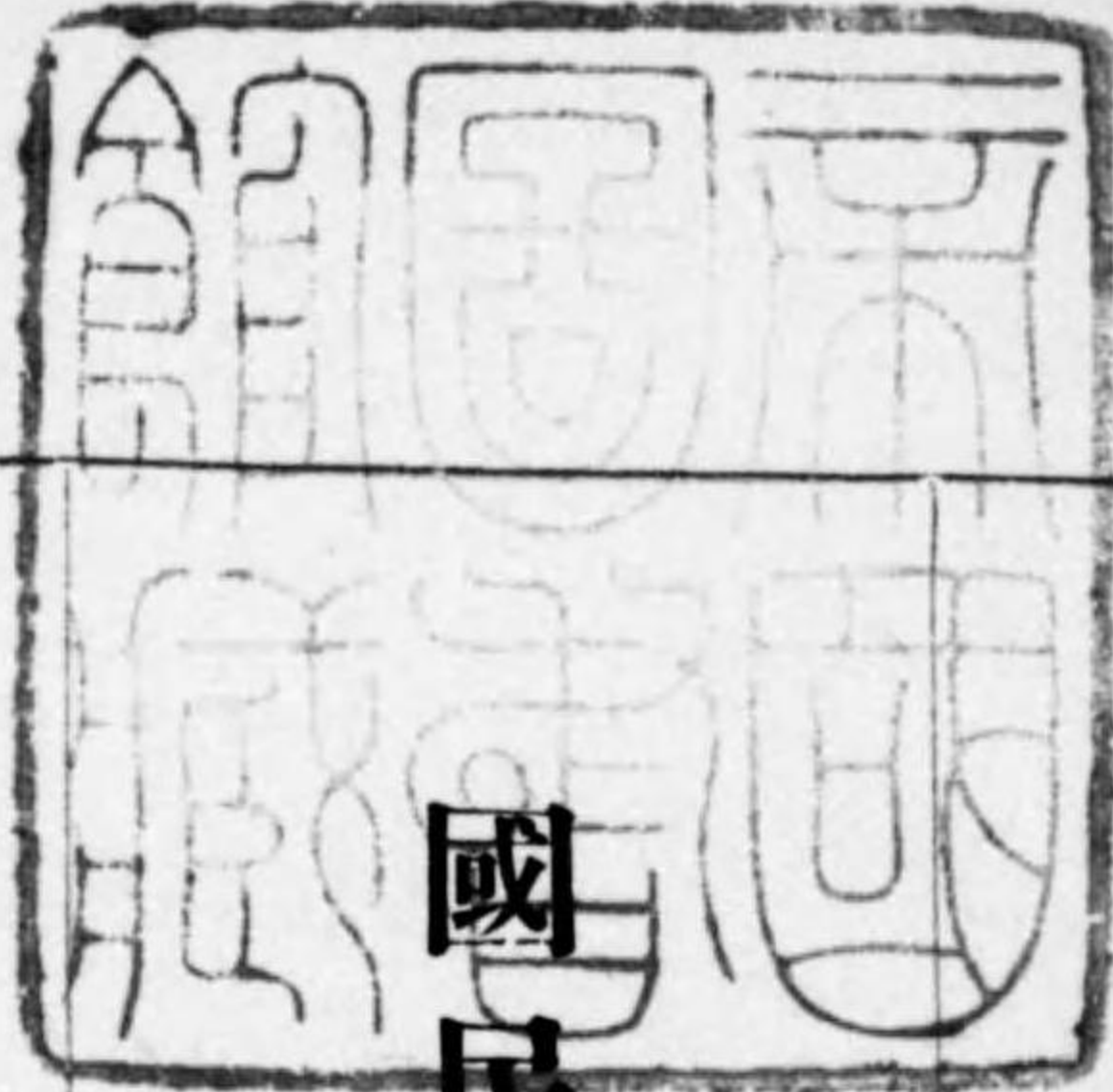




文學士 大村桂巖 著

國民教育の根本義

東京教育研究會 發行



序 文

我國明治大正の教育が偉大なる効果を擧げて居ることは慥に之を承認せざるを得ない、先づ第一に教育の普及といふ上から見ても、維新以後急速の進展をなして、如何なる山奥又は津々浦々に至るまでも、人の氣配のする所には必ず學舎の建物を見ざるなく、國歌に伴ふオルガン又はピアノの音を聞かない所はないといふ有様である。次に其制度の上から見ると普通教育は統一學校制度であつて、貴賤上下の別なく皆な均等に教育が施さるゝので、西洋諸國が世界大戰後に於て、俄に統一學校制度を提唱し高調したのに比して、大に先見の明のあつたことを證する。又、教育の内容の上から言つても兎に角明治の四十五年間に於て、西洋數世紀の文化を超越することが出來た。又教育の主體即ち教育者の方面を見ても、我國にては古來教育尊重の風篤くして、教師たる職業の神聖にして崇高なるものたることを信じ、進んで其職に就き、甘んじて其

分に安んじ、天爵を尊びて其道に勵んだものである。決して教育者として不適當なる國民性ではない。従て教育の研究に於ても相當に成績を擧げて來た。少くとも初等教育方面に於ては決して歐米に劣るものではない、其書籍の汗牛充棟も嘗ならざるものあるを見ても直に解かることである。以上四五の方面を眺めた丈でも、維新以來の教育が如何に努力して來たかといふことが明解され、又其成績の見るべきものゝあつたことも領會される。

若し其中から物足らぬ方面を擧げて見るならば、義務教育年限の不足である。どうしても八年位には早くしなければならぬ。次には教材が餘りに西洋の模倣に過ぎたといふことである。西洋の文化の特徴は何と言ても、古典文化と基督教文化と科學との三つであらう。是等の三方面の何れもが、夫々皆な特殊の權威を有し、而かも此三種の渾一的生産たる西洋文化の人生に於ける貢獻が、有意義にして偉大なる位置を占めて居ることは、吾人の敬意を拂つて認容する所であるが、併し、其と同時に其等の三方面

の文化に又夫々缺陷を有し、決して完全なるものでなく、又其綜合渾一になれる近代文化の、世界民衆に齊同的幸福を齎らし、普益的救済を全うする丈けの實力あるものではない、にも拘らず明治初年の我國民が歐米心醉に陥りて西洋崇拜となり、我東洋文化の特徴を忘却し去つたことは、我教育史上丈けから見ても非常なる汚點を遺したものと云はなければならぬ。況んや、我國文化の尊重さへも忘れてしまつたに至つては、全く燈臺下暗で自遜尊他も度を越して、自屈自卑に陥らしむるに至つたものと言はざるを得ない。

西洋の哲學に於ても、吾人は非常に教へられる所があつたこと、又現にあることをもは否みはしない。併し、科學にしても哲學にしても、西洋の特徴は分析的なる所にある。然るに我國に於ては反對に綜合的である。吾人は我東洋の研究的方法の特徴の重なるものを擧ぐれば、實行的であり、綜合的であり、直覺的、悟覺的であることだと思ふ。西洋人の分析的理知的なるに對して、東洋人は綜合的、總括的、全心的である。

西洋に於ても最近、形態的學風が勃興して來たが、是等は我東洋の學風と其揆を一にするものである、否な寧ろ東洋の影響だと推される。

吾人は西洋の近代殊に十九世紀後の學風は餘程、我東洋の思想に影響せられて居るのだと思ふ。其は彼のシヨールペンハウエルの力に因つたものである。シヨールペンハウエルは東西兩洋の思想の媒介者としては勳功異數なるものがある。十九世紀の獨逸のハルトマン・ヴント、英國のシツラー、米國のゼームス等が直接其影響を受けて居るやうである。次でオイケンもベルグソンもさうだ。其他新カント學派の人々も、恐くはデルタイ一派の人々も、皆な直接間接に東洋思想に示唆され指導せられたものであると思ふ。ポランタリズムやブラグマチズムは勿論、今日の行動學的及び形態學的傾向もやはり東洋學風の影響よりの産物であると思ふ。如此考へ來ると我東洋民族は此際大に反省すべき所がなければならぬ。西洋文化の直譯では我國民教育の教材としては要するに不具に終らざるを得ない。改めて自重しなければならぬ。

其他我國民教育の缺陷としては、宗教を無視して來たことである。宗教や育の實力を知らずに過ごして來たことは、慥に今日となつては明治大正教育の莫大なる損失であつた。又藝術教育の幼稚なることも其一つであらう。又經濟教育、政治教育の無知識無經驗も亦た其一つと思はれる。かく數へ來たれば尙ほ二三にして止まるまい。

併し、吾人は其等はまだ我慢せよと言へば我慢もする。けれども、我國民教育の根本義たる國體の眞の理解と其鍛冶に於て、未だ心骨頭に徹せざるものゝあるに至ては如何にしても忍ぶことは出來ない。教育の方法手段に於て如何に精細に深刻に其力が盡されて居つても、此根本問題に於て、紙一枚を隔てゝ居つては、真正銘の日本人は出來上がらぬ。かゝる教育は所謂、佛作つて魂を入れざるものである。御性根靈オホコトノネが入つて居らぬ。吾人は國民教育の缺陷に於て外のことには忍べないこともないが、是れ丈けは一日を緩ふることが出來ない。一日の緩は十日の災厄を招き、一年の怠は百年の害毒を醸すものである。近時、世相亂調、殊に高等教育を受けた者にして、吾人の同胞

として許し難き誤れる思想を有し、又は其行動に出づる者の生ずるに至つたのは全く、此性根靈教育の不徹底に基因すると思ふ。是れ吾人が筆を此稿に執るに至つた最近動機であるのである。

而かも我國體の根本義たる忠道を解明することは容易のことではない。非常なる難事業である。殊に吾人の如き淺學薄徳の者の能ふ所ではない。而かも吾人は此忠道に對する熱烈堅固なる信念に至つては敢て人後に落ちないつもりである。併し信仰としては如何に熱烈焼くが如きものがあつても、之を筆舌の上に現はさんとするに至つては仲々思ふやうには行かぬ。又實際何づれかと言へば其は知識の領分外のものである。不言實行を主とするものである。恐くは我國民は誰でも此國道の信念には燃へて居るであらう。それが説明となると行き止まる。是れ主に情意の働に屬するからである。けれども生まれずんば已みなん、生を我國民に受けたる以上はいつまでも黙止して居ることを許さぬ。何とか説明しなければ其意が通じない。是れ茲に方法學的努力の必

要を感じる所以である。

此他、國家主義對國際主義の問題の如きも、國民教育上近時喫緊の問題ではあるが、今其等に觸るゝ餘裕を有たない。而して吾人は曾て大正十年に出せし、拙著「教育學汎論」に於て已に其所信の一端を公にした。而して其後列國の傾向は全く吾人の豫想を的中せしめて居る。かゝる世界主義及び國際主義と國家主義又は國民主義との關係に就ては、近時、文化教育學の提唱もあつて新に吾人に教へる所も多い。之に就て吾人は入澤文學士の「文化教育學と新教育」を一讀せられんことを推奨する。而して拙著「教育學汎論」の理想論をも一讀せられんことを希望する。

要するに吾人は不肖其器にあらざることば百も承知しては居るものゝ、我國現代の世相に鑑みて、少くとも我國民教育家諸賢に對して、一の希望を囑せざるを得ざるの念切なるものゝありて、茲に不遜をも顧みず、吾人の國體觀、國道觀を中核として、我國民教育の根本義一編を著述し公刊するに至つたのである。

而して其著述の方針の一として、吾人は成るべく從來諸大家が已に業でに、發表せられて居る高見は、重複して茲に擧げないことにした。と言ひながらも、かなり諸高説を借りて來ては居るが、其中からも、人の已でに業でに知つて居るやうなことは、惜氣もなくすん／＼捨て、顧みなかつたのである。而して不束ながらも其所に自家の見解とも思はるゝやうなものを、短刀直入に、簡約平易に表證したつもりである。尤も、人が木の又から生れたのでないやうに、吾人の一私見としての表證も、我國先賢の思想の中に靈蒸霧生し、溫醸醇養せられたものに外ならないものなることは改めて言ふまでもないことである。

而かも吾人の我國體に關する所論の最も主とする所は、「精神的」に見て居ることである。神話にしても、國史にしても、總て其等の意味を味得玩識することを、以て骨子として居るのである。我國古來の宗教即ち神道（國體神體）の如きも、常に民族的宗教としてのみならず、其が社會的宗教となりて、立派に益世救民の本領を發揮し

命を全うしつゝあることを信認して居るのである。要するに外形的型式的のみを見て居るのでなく、其内面的の意味を深く味つて信樂しつゝあるものなることを特に斷て置く次第である。

最後に此一著述を爲すに當りて、吉田（熊次）博士始め卷末に列擧せる諸家の參考書等より直接間接に高教を賜りたることは多大である。特に其内でも因縁の深かりし諸説に對しては、各章又は各項末に掲載して、一は吾人の感謝の意を表し、一は讀者の參考としたのである。茲に其等の諸大家に厚く御禮を申上げて置く。其他、陸軍士官學校及大正大學の同僚諸君の多大なる指導に對しても謹んで謝意を表す。尙ほ本書が我國民教育上幾分にも參考とならば吾人の本懐であり、又若し諸賢の批正を賜はることを得ば望外の幸甚と言はねばならぬ。讀者之を諒せよ。

昭和二年春皇の四月三日大祭聖日の旦

武藏野方南の里にて 著者識す

國民教育の根本義 内容目次

序 文……………(一九)

我國民教育の功過……西洋文化の三特徵……明治初年の歐米心酔……東洋思想の特徵……西洋に於ける東洋思想化……我國民教育の最大缺陷……現代我國世相の不純……忠道と知情意……方法學的努力……國際主義對國家主義……文化教育學の提唱……本書公刊の因由……私見簡約……我國體論は精神的内面的の意味を主とす……感謝と希念

第一章 國民教育の意義及び範圍

- 一 國民教育の三種の見地……………一
- 二 國民教育と大學及高等教育……………五

第二章 國民教育の目的

目次

一 國民教育の大本……………11

二 初等教育……………13

三 中等教育……………14

四 高等専門教育……………16

五 要 結……………17

第三章 國民教育の根本義

第四章 國體の意義及概念

一 諸家の國體觀……………13

二 吾人の國體觀……………16

第五章 我國體の八大優越點

一 國體批判の規準……………10

二 我國體の優越を證明する八大根據……………13

第一 歷朝天皇の御事跡……………14

第二 建國の理想……………15

第三 皇統の萬世一系なること……………17

第四 三種の神器の意味……………19

第五 國民の忠良なること……………21

イ、家庭道と忠道……………(21) ロ、發動的熱愛的獻身……………(21) ハ、我國民特有の
尊皇心……………(21)

第六 歸化人の同化……………20

第七 外來思想の同化……………22

イ、宗教の同化……………(22) ロ、思想の同化……………(22)

第八 我立憲政治の成績……………五七

イ、我國會の實績……………(七五) ロ、英米の議會政治……………(五九) ハ、我國政の將來……………(六〇)

第六章 我國體の根本義——忠道主義

一 忠と忠道……………六一

二 忠の意義……………六三

三 忠に對する疑義と解決……………六四

四 忠と我史實……………六七

五 忠の眞義……………六九

第七章 忠道主義

一 忠道の意義……………七四

二 忠道と神人合一の思想……………七七

イ、人即神の意義……………(七) ロ、我神の思想……………(九) ハ、清明心と修養……………(一一)

ニ、神人合一の信證……………(二三) ホ、神話の價値……………(二三)

三 忠孝の關係……………八五

四 忠道の實行……………八七

第八章 萬世一系の皇室と國民との關係

一 萬世一系の國體……………九〇

イ、國體研究の態度……………(七〇) ロ、神祖肇國の御事績……………(七四) ハ、神勅の内容……………(七六)

ニ、消極的樂天家の囁語……………(七八) ホ、肇國大業の教訓……………(八〇) ヘ、萬世一系の信證……………(八二) ト、萬世一系と大御心……………(八四)

二 天皇の大御心と萬民の經濟生活…………… 一〇六

- イ、實利主義者の聲……………(一〇〇) ロ、極樂水と牧師の法施……………(一〇〇) ハ、實生活と經濟生活……………(一〇二) ニ、皇恩の經濟的眞義……………(一〇〇) ホ、國民統一の中心……………(一一三)
- ヘ、統治總攬の意味……………(一一七)

三 君民一體の國體…………… 一一九

- イ、我國民の大家族生活……………(一一九) ロ、君民共に萬世一系……………(一二三) ハ、君民一體……………(一二三) ニ、新附民の取扱……………(一二四)

四 君臣分位の國體…………… 一二四

- イ、我天皇の特殊の御位置……………(一二五) ロ、高官先輩の省誠……………(一二七) ハ、君民一體と一君萬民……………(一二九)

第九章 忠孝一本と其效用

一 臣民と國民…………… 一三一

二 天皇と我同族同胞…………… 一三三

三 君と民と國家とは三位一體…………… 一三六

四 忠孝一本…………… 一三八

五 忠孝の本末二義…………… 一四〇

六 忠孝一本に關する諸説…………… 一四三

七 忠孝觀念の哲學的考察…………… 一四五

八 忠孝の内外に於ける文化的效用…………… 一四九

- イ、忠道と價值生活……………(一四九) ロ、孝と諸徳との關係……………(一五〇) ハ、忠道の世界的效用……………(一五〇)

第十章 結 論……………(一六〇)

國民教育の根本義

文學士 大村桂巖 著

第一章 國民教育の意義及び範圍に就て

國民教育の三種の見地

國民教育といふ語は、誰でも常に使用してゐるので、其意義は明に解かつて居るやうではあるが、さて改まつて國民教育の意義及び範圍を明確に示せ、といふと必ずしも萬人が一致して斯うだと速答し得るとは言へない。然るに、此國民教育の意義が判然解かつてゐないと國家教育の進展の上に不都合を來たすことが少くない。即ち、我國民教育の効果を全うすることが出來ないのみならず、時には有害となることすらあ

る。是れ吾人が今此稿を草する所以である。

然らば國民教育とは如何なる意味を有つて居るかと言ふに、之を最も一般的に考ふれば、國民としての資格を作る爲めの教育といふことになる。次には國民の全部が受けなければならぬ。國民としては、誰でもこれ文のことは共通して是非受けて置かなければならぬといふ意味も含まれてある。第三には、國內の人民の心身殊に精神を國民的に作り上げることで、換言すれば、兒童及青年を國民化する教育といふことである。この第三番目の意味は、第一の意味と殆んど差異が無いやうであるが、第一の方は國民を作る、國民としての資格を作るのであるから、例へば徳義を守るとか、信仰心が堅いとか、何等かの職業に堪能になるとか、といふやうなことも、國民としての生活の夫々の要素として必要である、即ち、道德教育とか宗教教育とか職業教育とかといふ夫々の教育が國民教育の内に含まれることになる。然るに第三の意味の國民化の教育といふに至つては少し違つて來るので、其等の道德教育や、宗教々育や職業教育と

は違ふので、寧ろ其等に相對立するものとなる、即ち、我國の小學校令第一章第一條に小學校ハ兒童ノ身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎並其生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

とありて、この道德教育及國民教育といふ言葉には、從來から多少の議論はあるのであるが、要するに道德教育と國民教育とは全然同一のものとは見られない、尤も其兩者間に共通し交叉する點は少からずあることではあるが、道德教育に對して又た國民教育の独自の點があるのである、獨逸では道德教育と、宗教々育と、國民教育とを鼎立して、而かも國民教育を他の二者の上に位せしめて居るのである、若し「其生活ニ必須ナル普通ノ知識技能」といふ言葉を狹義に解釋して、職業教育といふ風に見れば、國民教育は職業教育と、全同ではない、といふことになる、即ち國民化の教育であつて其國々々の特徴に合するやうに化育することを言ふことになる、明治二十三年の小學校令改正當時文部省に在て、其係の主任を務めて居られた所の、江木千之氏の如き

も、「國民教育とは其國の特性化の教育である」と見て居られる。

如此三種の見方がある、而して第一の國民としての資格を作る爲めの教育といふ意味からは、軍隊教育でも、經濟教育でも、政治教育、宗教々育等も亦た國民教育の内に含まるべきものとなるのである、第二の國民全體が受けるといふ意味の國民教育といふことになる、即ち小學教育のことになる、即ち國民普通の教育といふことになるからである。

尤も普通教育といふことになる、我國では小學校教育を初等普通教育とし、中學校（女子の方では高等女學校）教育を高等普通教育と稱して居る、故に中學校は國民全體の受くる國民教育の内に入る、普通一般に中學校は國家の中堅たるの國民を作る教育であるとせられて居る、中學校令第一條に「中學校ハ男子ニ須要ナル高等普通教育ヲナスヲ以テ目的トシ特ニ國民道德ノ養成ニカムベキモノトス」とある、けれども實際は國民の全部には行き亘らない、一部分である、中流の階級生活の出来る人々の

子弟のみが受ける教育である、故に國民全部の受ける國民教育ではないが、性質上からは小學校と同じ意味のものであるから、一般には小學校教育と中學校（女子は高等女學校）教育とを國民教育と稱せられて居るのである。

以上によりて國民教育といふ言葉の意味が一定して居ないことが解るが、併し大體に於て國民教育とは國民を作ることなので其が爲には夫々其國の特色を體得し發揮するやうに教育せらるべきことは當然のことであつて、又其が成るべくは國民全部の者に受け得られるやうにせなければならぬといふことも亦た當然のことである、故に遂には其意味は一に歸するのである、我國で言へば、要するに我國民としての立派な人間を作ることが國民教育であるといふことになるのである。

二 國民教育と大學及び高等教育

以上は中學校以下に就て述べたのであるが、中學校以上でも今日では高等學校の如きも亦た普通教育の内に含まれることになつて居るし、専門學校及大學でもやはり國

民を作る教育であつて、國民でない者を作る教育ではない、高等學校令第一條に「高等學校ハ男子ノ高等普通教育ヲ完成スルヲ以テ目的トシ特ニ國民道德ノ充實ニ努ムヘキモノトス」とあり、又大學令第一條に「大學ハ國家ニ須要ナル學術ノ理論及應用ヲ教授シ並其蘊奧ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ兼テ人格ノ陶冶及國家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス」とありて、大學教育と雖もどこまでも健全なる國民の養成であることは明である、然るに従來、大學は學術の蘊奧を窮める所であつて、德育などはもう關係する所でない、大學は訓育に超越して居る所である、國民道德とか國民教育とかといふやうな方面の教養訓化などは中學校以下の事柄である、といふやうな考を有つて來て居たのである、教師の方でも學生、生徒の方でもさういふ風に決めてかゝつて居るのである、其が爲めに往々にして種々なる間違が生起したのである、德育を無視したり、國民訓練を輕視したりするからして、學術研究と實際行動との境界線を越へて、大學教授等が不用意の言説を公にしたり、又は學生、生徒が其本分を越へて直接實動

に係つたりするやうになるのである、法令の上からは確に「國家に樞要なる學術の理論及應用を教授し云々」、又「人格の陶冶及國家思想の涵養に留意すべきものとす」とあつて、大學教育たりとて、其が教育たる以上、德育即ち人格の陶冶を顧みなくつてよい道理もなく、又、國家の教育機關の一たる以上、國民訓練即ち其國家に有要なる人物を作ること、尙ほ換言すれば其國民化の教育といふことを無視してよい譯のものではない、是等のことは喋々を要せざることで直に明解される筈である、況んや其國家の國是に矛盾したり、國體を傷けたりするやうな思想又は行動を將來するやうなことがあつては、其は國家の教育施設をして全然無意義たらしむるものである、加之、國家に禍するものである、而して此責任は誰にあるかと言へば、やはり教官にあると言はなければならぬ、大學生は多く青年後期に屬するもので、心理上から見ても餘程安定して來ても居り、又大學に入るまでには已に中學、高等學校（又は大學豫科）に於て十分（とまでは行かないかもしれぬが）素養を着け、基礎も出來て居るからして、唯

だ無教育者の青年後期の者とは同一に論ずることの出来ないのは勿論のことではあるけれども、兎に角まだ青年時代であることは事實である。

青年を取扱ふには青年期の心理を十分呑み込んで之に待しなければならぬ、教官が自分の頭から、論理主義の一方からのみ不用意に言葉を出したり、筆を走らしたりしてはならぬことと言ふまでもないことである、然るに動もすると、大學生にして、非國家的の思想を抱いたり、我國體の無理解の者が生じたりすることは、どうしても其責任の大部分は其教官が負はなければならぬのである、即ち一般的には、大學教育に國民教育の影が薄い、といふことに原因し、個人的には大學教授中にかゝる國民教育及德育に對して不用意又は無神經の者があるからであると思ふ、此點は此昭和新时代の曙光の下に於て教育家たる者の特に省慮一番しなければならぬことと思ふのである、如此事は法令に明文があらうとあるまいと、教育といふことを辨へて居る者なれば直ぐ解ることである、況んや、法令に明に示されて居るのであるからして、任を大學教

育に奉ずる者は是非此點に注意し、其趣意を嚴守しなければならぬのである。

次に、高等學校教育に於ても、動もすると前述の如く大學教育の誤解から關聯して、從來は高等學校は大學豫科である、大學豫科は大學に屬するものである、大學の一部である、大學は學術の蘊温を窺める所で、德育又は國民教育には無關係である、學問さへすればよい、其他は自由だ、自由主義だと言つた風に考へられて來た、尤も各高等學校の教育が實際に於て德育をして居ない、とは吾人は見て居ない、大學に比すれば相當にはやつて居る、けれども、大體の空氣はやはり大學式である、之は無理もないことで、高等學校生が大學生風になることは當然のことで、又其所に善いこともあり、高等學校生の特徴も現はれて來るのではあるけれども、併し、根本に於て、德育を輕視し、國民教育の影が薄い、といふことは許すことの出来ない點である、吾人は、根柢に於て、大學教育も國民教育である、といふことを明確に認識し、從て大學豫科も、立派な國民教育機關である、といふことを忘れないやうにして貰ひたいのである、

況んや、高等學校が現制度では中學教育の一部分であつて、高等普通教育の完成を目的として居る以上は、高等學校教育に於て徹底的に國民化の教育をして置く必要のあることは當然である、而して此事は其他の各種の大學豫科の教育に於ても同様であつて、官公私立を問はず、大學豫科教育に關係して居る者は皆な此精神を有て生徒の訓化に努めなければならぬと思ふ、尙ほ其他の専門學校教育に於ても述べたいこともあるが、今は其餘裕もないし、大體は高等學校教育と同様であるから之を略することにする。

要するに下、小學校より上、大學に至るまで、國民を作る教育といふ點に於てはそんなに異りのあるべき筈のものではない、我日本の國民を作るのであるといふ一點に對しては、各種各方面の教育に於て、一齊射撃をなすべきであると思ふのである。

第二章 國民教育の目的

一 國民教育の大本

次に、國民教育の目的とする所は何所にあるか、と言ふに之は前に述べた如く立派な國民を作り上げるにあるのであるが、之には其立派な國民即ち我國民としての眞の資格とはどんなものか、といふことが問題となつて來る、換言すれば我國民教育の大本とは何か、といふことになるが、其は言ふまでもなく、教育に關する勅語が唯一の規範である、このことは今更ら八ヶ間敷言はなくとも、この教育勅語の御發布になつた其動機やら、當時の事情が能く之を明示して居るのである、此教育勅語は文部省に於て、國定教科書國定修身書に採用して居る分類に依ると、三段に分けて居る、第一段は一番初めの「朕惟フニ我カ皇祖皇宗」云々以下「教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス」まで、第二段は、其次の「爾臣民父母ニ孝ニ」云々よりして「又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足

ラム」まで、第三段は其れ以下で「此道ハ」云々よりして「威其徳ヲ一ニセムコトヲ庶幾フ」まで、ある。其第一段では、我國に於ける國民道德の根本主義、又其根柢となる所の土臺を示されてあるやうに思はれる、第二段は、其根本主義に基いて現はれる所の、個々の國民としての心得、國民としての本分、國民として持つべき徳性の箇條を示されてあるやうに思はれる。第三段に於ては、直接には第二段に示されたる徳目、即ち各本務事項は、歴史的には我國の祖宗の遺訓であり、吾々臣民の祖先以來の傳統であり、理論的には之を古今東西に施して悖らざる眞理を含んで居るものである、といふことのやうに拜される、則ち第一段では一言に克實すれば、我國の忠道の大本を御示しになり、第二段は、孝友和信、持己愛衆、修學習業、啓知成徳、公益世務、重憲遵法、義勇奉公、扶翼皇運、祖風顯彰の各徳目を御示しになり、第三段には、其總括を成されたもので、要するに我國民生活の歸趣すべき道は此勅語の中に總て包含し盡されて居るのである。

二 初等教育

之を小學校に於てはどんな鹽梅に敷衍して教へて居るかと言へば、小學校令施行規則第一章第二條に、「修身ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キテ兒童ノ特性ヲ涵養シ道德ノ實踐ヲ指導スルコトヲ以テ要旨トス、尋常小學校ニ於テハ初ハ孝、悌、親、愛、勤儉、恭敬、信實、義勇、等ニ就キ、實踐ニ適切ナル近易ノ事項ヲ授ケ、漸ク進ミテハ國家及社會ニ對スル責務ノ一班ニ及ホシ、以テ品位ヲ高メ、志操ヲ固クシ、且ツ進取ノ氣象ヲ長シ、公德ヲ尙ハシメ、忠君愛國ノ志氣ヲ養ハシメ、高小學校ニ於テハ、前項ノ旨趣ヲ擴メテ一層陶冶ノ功ヲ堅實ナラシメンコトヲ務ムヘシ」とありて其内容を詳示せられ、同第一條には「小學校ニ於テハ小學校令第一條ノ旨趣ヲ遵守シテ兒童ヲ教育スヘシ、道德教育及國民教育ニ關聯セル事項ハ何レノ教科目ニ於テモ常ニ留意シテ教授センコトヲ要ス」云々と示されて居るのである、此最後の文句が非常に意味の存すること、國民教育は各教科の授業の如何なる場合に於ても教員

は其念頭から之を離してはならないことになるのである、而して其教科目とは、修身の外に、「國語、算術、日本歴史、地理、理科、圖書、唱歌、體操（女兒ニハ裁縫ヲ加フ）及土地ノ情況ニ依リ手工ヲ加フルコトヲ得」といふことになつてゐる、高等小學校に於ては其外に、農業、商業、外國語等を隨意科目、選擇科目として加ふることが出来るのである。

三 中等教育

中學校に於てはどうかといふと、中學校令施行規則第一章第二條に、「修身ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キ、道德上ノ思想及情操ヲ養成シ、中等以上ノ社會ニ於ケル男子ニ必要ナル品格ヲ具ヘシメンコトヲ期シ、實踐窮行ヲ勸奨スルヲ以テ要旨トス、修身ハ道德ノ要領ヲ授ケ國家、社會及家族ニ對スル責務並人格修養ニ關シ必要ナル事項ヲ知ラシメ、特ニ我國道德ノ特質ヲ悟ラシムヘシ」とありて、同第一條ノ二に、「中學校ニ於テハ中學校令第一條ノ旨趣ニ依リ生徒ヲ教育シ、殊ニ國民道德ノ本義ニ關聯セ

ル事項ハ何レノ學科目ニ於テモ常ニ留意シテ教授センコトヲ要ス、各學科目ノ教授ハ其目的及方法ヲ誤ルコトナク互ニ相聯絡シテ補益センコトヲ要ス」と示されて居るのである、修身科以外の如何なる學科の教授に於ても、國民教育に關しては常に留意して居なければならぬことは、小學校教育と少しも異なる所はないのである、而して中學校の學科目とは修身の外に、國語及漢文、外國語、歴史、地理、數學、博物、物理及化學、法制及經濟、實業、圖書、唱歌、體操等である。

其他、師範學校に於ては同校規程、第一章、生徒教養の要旨、第一條第一項に、「忠君愛國ノ志氣ニ富ムハ教員タルモノニ在リテハ殊ニ重要トス、故ニ生徒ヲシテ平素、忠孝ノ大義ヲ明ニシ國民タルノ志操ヲ振起セシメンコトヲ要ス」とありて、師範教育と國民教育との密接なる關係の存することが直に解かる、併し師範教育としては其本質上かくあるべきことで珍とするには足らぬが、甲種程度の實業學校修身教授要目を見ると、「一、修身ノ教授ハ教育ニ關スル勅語ノ趣旨ニ基キ、一般國民トシテ又實業家

トシテ必要ナル道德上ノ思想及情操ヲ養成シ實踐躬行ヲ勸奨スルコトヲ努ムヘシ」とあり、又、實業補習學校規程、第一條には、「實業補習學校ハ小學校ノ教科ヲ卒ヘ職業ニ従事スルモノニ對シ職業ニ關スル知識技能ヲ授クルト共ニ國民生活ニ樞要ナル教育ヲナスヲ以テ本旨トス」とありて、何づれも、國民教育即ち國民を作る教育又は國民化の教育として十分に陶冶し訓化しなければならぬことは明かに知られるのである、而して其は皆、教育勅語の御聖示によりて我國民を教養し上げるのであるといふことも何等疑ふべき所がない、其内容に關しては茲に列擧することは略するが、大體に於て小學教育、中學教育と同様であつて其等に準じて之を實施して居るものである、以上に依て初等及中等の教育の目的、即ち國民教育の目的が那邊にあるかといふことが解つたことと思ふ。

四 高等、専門教育

其他、高等學校に於ては其高等科學科課程規程中、「第五條、修身ハ教育ニ關スル勅

語ノ趣旨ニ基キ道德上ノ思想及情操ヲ養成シ實踐躬行ヲ勸奨スルヲ以テ要旨トス

修身ハ道德ノ要領ヲ授ケ、國家、社會、家族ニ對スル責務並人格修養ニ關シ必要ナル事項ヲ知ラシメ特ニ我國民ノ道德ヲ會得シ其實行ニ努メシムヘシ」

とありて、大體に於て中學並其他の中等教育に於ける教育方針と同様であることが解る。唯だ、専門學校、高等程度の實業學校等に於て其等の明文を缺いて居るけれども、是等の各學校に於ても、皆な必ず修身の科目ありて諸學科の首位に置かれ、何づれも其内容は必ず教育勅語を根本依據として教授し訓陶して居る所を以て見ると、是等も大した異りの無いものと認めざるを得ないのである。

五 要 結

要するに我國の教育に於ては大體以上の如き目的方針に依りて國民を教養して居るのである。故に如此學科目及其他の諸點から考へると、道德教育とか、職業教育とかは廣くは國民一般教育内容の内に包含せられて來るのである、職業教育と言へば、工

業學業、商業學校、商船學校、農林學校等のことを言ふのであるが、併したとへ小學校に於てもあれ丈の教科目に依りて、其年齢相應には職業の準備がせられて居るのである。中學校も本來の目的から言へば、職業教育ではないのであるが、前掲の學科目に依りて幾分の職業的知識は陶冶せられ、卒業後或期間の見習さへすれば何等かの職業に間に合ふやうになるのである。故に教育勅語の外に戊申詔書及び大正十二年の御發布になつた精神作興に關する勅語又 今上天皇陛下御即位朝見式の勅語の如きも、亦た大に國民教育の歸趣すべき内容を御示しになつたものであるが、今は其等は略して置く。

要するに、國民教育とは國民として立派に國家及社會の上に立ちて働き得る人格を作るのであるから、種々の教材によりて知徳體の練磨を成し、且つ之を國民的に作り上げることを言ふのである。

第三章 我國民教育の根本義

國民教育の大本は教育に關する勅語に示されたる聖意に存するのであることは前章に詳述した通りである。然るに教育勅語は我國體の精華並に我國民道德の主要なるものを擧げて御教訓になつたのである。而して我國民道德の主徳となるものは忠と孝とである。前述の如く、我國民教育の目的の主點は、教育勅語の御精神を徹底し實行せしむるにあるのであるから、我國民教育の依據すべき根本中心點として、どうしても先づ第一に明確にして置かなければならぬことは、我國體觀念である。我國體の本義を間違ひなく明に頭に入れて置かなければ國民教育の中心點に觸れないことになる。教育家にして若し此我國體觀が不明確であるか、或は隔靴搔痒の程度で不徹底にして濟まして置いたならば、其他の事柄が如何に能く教育されても、即ち龍を畫いて睛を點せないやうなものであつて、遂に機械的外形的形式的で技巧の技末に止まるに過ぎ

ないことになる。

國民教育として教育者が明に識得して置かなければならない事柄は多々あるであらう。基礎觀念として丈けでも、國家、國際、家族及び家庭、社會等に關する普遍妥當なる觀念を明解し、時代の上より見て青少年を正しく指導し得る丈けの識見を確持して居なければならぬ。即ち國家の意義及概念よりして國家の種類及び將來、國家と國際との關係、世界主義及個人主義思想の問題、孝の價值即ち祖先崇拜と子孫崇拜との問題の如き、國防觀念、社會主義、民主主義、共產主義等の批判、教育制度の問題、保健衛生、教育の機會均等の方策等、かなり多くの問題に觸れて其觀念及び概念を明にして置く必要のあることは言ふまでもないが、其れにしても其根本中心たる國體の觀念を明にすることがどうしても先決問題となる。殊に我國に於ては此國體問題を解決して置かないと、前述の如く凡てが機械的的技巧的に過ぎない技末の仕事で終るからである。

我國は世界の各國とは色々異なる所を有て居る。少くとも其文化の開展進行の上に於ては一種特別の民族性、國民性を發揮して來たからである。故に世界の各國殊に西洋の列國を見る眼丈で以て我國を見て仕舞ふことは出來ない。西洋の尺度を以て我國家、我國體を計量し測定しても其れでは決して當を得ることは出來ないのである。其は即ち我國體が世界獨特のものであるからである。少くとも世界各國とは異つた所があるからである。

此我國特有の點、世界各國と異なる點を明にして置かないと、我國民教育は徹底しないものとなるのである。是れ吾人が先づ我國民教育の意義、概念及目的並其實行方法を研究するに當りて、先づ第一に其根本中心たる我國體の意義内容を明にし、吾人國民の先づ以て何よりも前に而かも日常不斷に、明確に、鞏固に把持し嚴守し實行しなければならぬ所の、國民道德の根本規範を茲に決定して置きたいと念じた次第である。

故に以下我國民教育の根本義たる我國體に關して卑見を述べやうと思ふ。固より如此至大重要な問題を簡單に論じ去る譯にはいかない。而かも吾人が成るべく簡要に收縮し、餘り廣汎に亘らないやうに、注意したことは意味のあることであり、又本書の一特徴と思つて居るのであつて其は緒言に述べて置いたから茲には略することにする。

入澤宗壽氏著 文化教育學と新教育 第二篇第八章及第三篇第三、第四、第五章
拙著 教育學汎論 第二篇第二章及第四章

第四章 國體の意義及概念

一 諸家の國體觀

國體の意義及概念に就いて、之を明識して置くと言ふことは、確に必要なことに違ひない、然るにこの國體とは何ぞや、と言ふ問題に就ても、かなり異なる見解がある、併しそれは纏めて見れば國體、國性、國相等に對する觀念の不明から來るものである。

田中智學氏一派の人々は國體、國相、國性、と分けて、國體は國性の原因根本である。國相、國性の因て生ずる根本の原則である。又は建國の精神、主義、原則並國家組織及體系の全部を意味する、と言て居る。何づれにしても、國體は國相、國性の原因とすべき理法を指して言ふので、多くの學者が國相や國性を混同して居るのは誤謬である、と主張して居る。成る程さう言へば、清原博士は、國體とは國家自身の他の

國家と異つた性質即ち組織體制のことだ、(取意)とて居る。又曾て文部省が教育勅語の中の、國體の精華、と言ふ語を譯するに當つて國體の二字を英語で、*The fundamental character of Our Empire.* と譯して居るのである。即ち「我帝國の根本的性質」といふことになる。やはり「性質」といふ字を用ゐて居るのである。近頃、徳富蘇峯氏は、國民小訓に於て、「國體とは國の個性だ國の特質だ國の本色だ而して主權の體様だ」、と言ひ又、「國體とは國其物の獨自一己の特質を意味する」、とて居る。次に二荒伯は、「國體とは其國家の己性である」、と言ひ又、「この國家なる人格者の己性が即ち國體を構成するのである、尙一個人の己性が其人の人格を定むるが如くである」、とて居る。以上の人々は、皆國體を國性と見て居るのである、斯かる見解を有て居る人は、この他にもかなり多い。然るに井上(哲次郎)博士は、彼の文部省が國體を我帝國の根本的性質と譯して居るのに對して、之を批評して、「どうもそれ丈では意味が不十分である本當のことを言へば、*The fundamental character and form of Our Empire.*

と言ふことにでもしなければならぬけれども、さうしても決して十分でない、國體と言ふ言葉は二字から出來て居るけれども、一語である」、と言ひ、又「國體と言ふことは、日本の特有の其を意味することになつて居る、國體と言へば直に國民道德を聯想するものゝ如くなつて居る」とも言ひ、又「我日本の國體は國法學で論ずるのよりも一層廣汎なるものであると思ふ」、とて居られる、此井上博士の考方は、國體即ち國性とは見て居られないやうだ、日本の特有の其を意味するとは、其意味が漠然として居るが、其所に味があるのであらうと思ふ。

此井上博士の最後の言葉の我國體は、國法學者の論ずる丈では意味が徹底しない、國民道德と直接的關係を有つて居ると言て居られる點に於ては徳富蘇峯氏にも其言葉があつて同様である、法律學者は上杉博士と松本博士にしても其他一般に、國體とは國家の體制で統治主權の所在のことゝ考へて居るのである、箕博士は、「國體とは國家の態様で、國法上では最小限度の國法と相待て、動くべからざる總攬表現人の定まり

つゝある形に従ふ國家の態様であつて、同じく國家の態様でも、政體の方は總攬表現人及最小限度の國法の下に於て國家の根本組織が定まりつゝある形に依て表はるゝ國家の態様である、故に政體には、改廢があり得るが、國體は絶對不動のもので國家の形相である、之を改むれば國家は滅亡する」、と云て居る、何れにしても法律學者は、「形」の上に重きを置いて居るのである。

以上に依つて國體に對する觀方が色々になつて居ることが解る、國體は國性、國相と違ふと見るのか一、國體は國性だ、國の個性、特性だと見るのが一、國體は國の形相、體制だと見るのが一、と言ふ風に、少くとも三種類に分つことが出来る、是等に就ては、尙吉田(熊次)、田中(義能)、黑板、加藤(玄智)等の諸博士の見解もあるが、今は紙面の都合上之を畧し、結論として吾人の見解を述べることにする。

二 吾人の國體觀

吾人の所見に依ると、國體に關してかくの如く學者達が種々に見て居るが、之は各々皆一理あると思ふ。併し其中に確に、國體に對する觀念の不明と言ふか、混亂と言ふか、兎に角、國體、國性、國相等の觀念が、分明になつて居ないやうに思はれる。國體と言ふ意味は、國性、國相の綜合的觀念である、と見るのが妥當ではないか、吾人は國體と言ふものは國性、國相等と相對立せしめて考へるべきものでなからうと思ふ。觀念に於ては一應對立して考へらるゝも、事體其ものは、國體は國性である、國相であるのである、國體は國性、國相の原因、理法である、と見ることは出来るが、併し原則、精神がなくて性質は出來ず、性質とは其精神、原則の性格着けられたものに外ならない、圓は圓るいと言ふ性質を有つて居るので、其が即ち圓の體である、方に於ても同じことである、牛の體は牛の性質を措てなく、馬の性質が馬の體を形成して居るのではないか、是れ井上博士が體を form とも違ふと見て居られる點である、國體を國性、國相と別物であるかの如き感を抱かしむることは人をして誤解せしむる虞がある、少くとも體と性とは密着不離の關係にある、眞の體であれば、體の外に性

なく、性を離れた體はない、要するに開合の別がある、と言ふことを明にして置けばよいと思ふ、開けは國體、國相、國性と分れ、合すれば國性、國相は國體の内容となる、同一のものを見るべきではないか。又吾人は、國體の内容を國性、國相の外に、國用と言ふ方面をも考へる必要があると思ふ、國の働のことである。故に國體も合すれば國體の一となり、開けは體、性、相、用の四となるのである。性、相、用の三は體の内容、實質と見るのが至當だと思ふのである。

以上に依て、國體とはどう言ふものかと言ふことが大體明になつたことと思ふが、要するに國體とは國家建立の根本理想並に其實現に成る國家組織及び活動の全格的體裁を言ふのである。

- 1 里見岸雄氏著 日本國體學概論 四四―四八頁
- 2 清原貞雄氏著 日本道徳論 三五頁
- 3 文學博士 井上哲次郎氏著 國民道徳概論 三五―三六頁

- 4 徳富蘇峯氏著 國民小訓 三〇頁
- 5 法學博士 寛克彦氏著 古神道大義及國家之研究第一卷 二〇―二三頁以下
- 6 伯爵 二荒芳徳氏著 新日本の自主的建設 二四―四四頁

第五章 我國體の八大優越點

一 國體批判の規準

國體に對する考方は、種々學者等の見方に依つて異り、又實際古今の世界各國に於て夫々違つて居るのであるが、吾人は國體と言ふものは、唯一の形に限つて其のみが正しいとして他は皆不正である、と見るのは、宜敷ないと思ふ一人である。國體は第一に其沿革に依るものである。各民族の開展の事情や、各國家の發達變遷の様子に依つて定まるべきもので、爰に一つの規準を示して、皆如斯なるべしといふことは無理であると思ふ。第二には其國を組み立て、居る所の人間の心に因つて成り立つものであると思ふ。要するに或る理想的社會生活が實現される様な國體ならば適當なる國體と言はねばなるまい。

昔希臘のアリストテレスの如きも國體を四種に分類して君主國體、貴族國體、寡

頭政治の國體、民主國體として、何れの國體が善いかといふことはきめられぬ。學問的に批判するとすれば、正しい活動の條件に當嵌まれば何れの國體でもよい。理想的政治の行はれる國體なれば、其國民も皆幸福を得ることが出来ると言て居る。然らば國體といふものは民族夫々の傳統と歴史とに依るべきもので、一概に之と決定すべきではないとしても、かくの如き四種の國體の内、どんな國體が其理想的政治を施行するに都合がよいか、といふことは問題として起つて來る。

アリストテレスの師匠のプラトンは、國體をかうでなければならぬといふことはないが、唯其統治者は哲人でなければならぬ、即ち正義を實現する哲人でなければならぬ。絶對的善を體現してゐる所の君主が此世界を統御して始めて全體的の調和が得られ、此絶對的善の原理を基にして固められたる状態が理想的の國體であると言つて居る。さうするとかゝる正義の具現者、絶對善の體現者といふ者は、どんな條件を有して居る人であらうかと言ふことが問題となつて來るのであるが、兎に角西洋二大思潮

の始祖として尊崇せられて居る此二大哲人の國體に對する考へ方が、全然一致して居ることを以て見ても、吾人は此二大哲人の批判が公正なるものとして承認せざるを得ないのである。而して其は我日本の國體觀の誤りならざることを裏書して呉れて居ることになるので、一層意を強くするに足るのである。

之を支那の儒教の思想に比較して考へて見るに、儒教の根本觀念は、天地自然の理法を本として居る國君は天の徳を體現するといふことを以て理法として居るのである。天意は古今に不變であるから君位も古今に不動であるべきものと考へて居たのである。儒教の理想は茲にあつたらしいのだが、其が實際は此根本理法の方を段々軽く見るやうになつて、遂に易世革命、禪讓放伐が行はるゝに至つたのである。けれども儒教の根本理法の天意と言ひ天徳といふ思想はプラトンや、アリストテレースの理想的政治といふ思想と其揆を一にするものと言つてよいと思ふ。勿論儒教の天命説を、其儘我國體に應用することは出来ない。天命といふ意味を、我國の天皇は天命による

皇帝であるといふ風に解するならば、非常な間違が生じて來る。天命説に依ると天命のまに／＼動くことになる。天命説は其儘我國體に襲用することの出来ないものであることを深刻に記憶して居る必要がある。

さて假りに以上の如き理想的の國家統治者は、絶對善の具現者、天意、天徳の體得者に限るといふことにした場合には、我國の天皇は如何といふ問題に遭遇するのである。此事は誠に重要な問題であるから、慎重に考慮して見たいと思ふのである。

吾人は公正に見て我國の天皇は確に絶對善の具現者、天意の體得者、即ち理想的の國家統治者としての資格を萬分に具備して御居でになると信するのである。歴代の天皇一人として此資格を缺いて御居でになる方はなかつたのである。今其眞實なることを證する爲に、左に八事項を列擧して解説しやうと思ふ。

文學博士 吉田熊次氏著 倫理上より見たる我國體 三九―四六頁、六一―一〇三頁

二 我國體の優越を證明する八大根據

第一 歷朝の天皇の御事跡か之を證して居る。

神代のことは申すも畏く、神武天皇以來歷代天皇の御事跡が御一人として何等缺陷を御有ちになつて居たと云ふことがない。此の事はこゝに今其史料を掲出して、證據とするまでもないことである。唯武烈天皇の御事跡に於てのみ動もすると古來二三の問題が取汰沙せられたのであるが、其れとて今日に於ては明になつて居るのであつて、何等我皇位を汚がすが如きことはないのである。即ち武烈天皇は御効少の時、父天皇が御亡くなりになり、畏くも十一歳にて御即位になつたのであるが、其翌年御成婚式を擧げさせられたのであつて、かゝる不自然なることが多少、天皇の御行狀の上に影響したことも御在りになつたらうといふ説もあるのであるが、たとへ之を事實としても是れとて寧ろ側近の臣下に罪があるのであつて、決して之を以て 天皇を御責め申す仕儀のものではない。寧ろ御氣の毒の極みであり、御勿體ないことであつたとしなければならぬ。

かゝる點に於ても國民は十分に眞解して置かなければならぬ。我皇室に一貫して流るゝ所の現れは、萬世無窮に「シラス」の御仁政となつて居る。此のことは全く國史が炳として之を證明して居る所である。

1 里 見氏著 日本國體學概論 一九四—一九七頁

2 井上博士著 我が國體と國民道德 二七—八頁

3 黑板博士著 國體新論 七八—八〇頁

第二 我建國の理想が之を證して居る。

即ち天孫降臨の際の天祖大神より下し給ひし神勅が之を明に示して居る。此神勅のことなどは誰しももう十二分に承知して居ること、今更ら茲に擧げることもないと思ふが、大切なことであるから、念の爲に記載して置かう。即ち

葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可王地也。宜爾皇孫就而治焉、行矣。寶祚之隆、當與天壤無窮者矣。是である。此就而治焉とある「治」の字を古來「シラス」と訓

みて之をしらすの政治と言つて居るのである。即ち専制政治ではないのである。民をして依らしむべし、知らしむべからず、といふ壓制政治ではなく「知らず」主義の政治である。徳を以て民を治むる式の政治であつたのである。又神武天皇奠都創業の聖詔にも「前畧、故ニ蒙ウシテ以テ正ヲ養ヒ、此ノ西ノ偏ヲ治ス。皇祖皇考、乃チ神、乃チ聖 慶ヲ積ミ、暉ヲ重ネテ、多ク年所ヲ經タリ。中略、彼ノ地ハ必ズ以テ天業ヲ恢弘シ、天下ニ光宅スルニ足ラン。蓋シ、是レ六合ノ中心カ。中略、今我レハ、是レ日ノ神ノ子孫ニシテ、云云。中略、夫レ大人ノ制ヲ立ツルヤ、義必ズ時ニ隨フ。苟モ民ニ利アラバ、何ゾ聖ノ造ヲ妨ゲン。且當ニ山林ヲ披キ拂ヒ、宮室ヲ經營シ、恭シク寶位ニ臨ミ、以テ元元ヲ鎮メン。上ハ即チ乾靈國ヲ授ケタマウノ徳ニ答ヘ、下ハ即チ皇孫正ヲ養フノ心ヲ弘メ、然ル後、六合ヲ兼ネテ都ヲ開キ、八紘ヲ掩フテ宇トナサンコト亦可ナラズヤ。」とありて其中の、養正、神聖、積慶、重暉、天業恢弘、日ノ神ノ子孫、義、元元、等の語を見ても如何に、其御精神の絶對的、理想的統治者としての資格を十

二分に具備し給ふかといふことが窺ふことが出来る。又下つては聖徳太子の御制定になりし十七憲法の如き、昭々乎として明なものである。實に我建國當初の大理想は世界に平和安寧の光明を齎らさんとして、天神自ら降り給ひしものなることを推察することが出来るのである。

第三、我皇統の萬世一系なることが之を證して居る。

我皇統が神代以來連綿として今日まで續き、全く萬世一系の事跡を遺こして來たこと、そのことは今更述ぶるまでもないことであるが、世界各國の皇室を檢べて見るに、如此皇室は一つもないと言てよい。東洋西洋何れの國を見ても、我皇室の如きものは絶へてなく、之に稍々近似して居るといふものもない。已に革命等に依て滅びたもの、例へば佛、獨、露、埃、等の皇室の如きは言ふまでもなく、現在存續して居る英國、伊太利、西班牙、白耳義、希臘、和蘭、瑞典、那威、丁抹、等の各國の皇室何れも一として今日までに千年はおろか、五百年間、繼承存續して居るものはないのである。

英國の現皇室が始祖以來今日までに約二百年、伊太利のが六十年、西班牙のが僅に現皇帝で二代、白耳義のが一八三一年に擁立されたもの、希臘の如きは現皇帝は大戦後の擁立、和蘭が一八一四年建國以來百餘年、瑞典が一八一一年以來百餘年、那威が僅に十數年、丁抹が約五十年と言つた始末で、我國に對しては殆んど比較にも何ものらぬ。

如此我皇統が全く文字通りに萬世一系であるといふことは、以上の各國との比較に依つても、如何に歷朝の天皇が明主であらせられたかといふことが解る。

勿論我皇室の萬世一系なることは天祖の神勅以來確立せられて居ることで、其が歷朝天皇の價值批判などの實例にすべきか否かといふやうなことは問題でないので、天祖の御系統が此大日本國に君臨し給ふことは天壤と共に窮まりなきことで、哲學的に言へば、先驗的理念の實現である、のであるが、併し事實の上に於て如此三千年近き皇統が其間何等の缺陷なくして今日まで繼續して居るといふことは、(南北朝分立の如

きこともあつたが、是は御皇室内の事であつて言はず御内輪の事に過ぎぬ。若し北條氏や足利氏の專横に原因するとしても、其後の國民は是等兩氏を國賊として怨んで居るのである。又道鏡とか藤原氏の專横の事跡もあるが、是は彼等が悪いので、彼等の非道の慾望に過ぎぬ。御皇室には何等御責任はない。確に其所に立派なる内的因由といふものかなくてはならぬと思ふのである。

其内的因由とは何か、と言へば、言ふまでもなく、皇室の御稜威である。即ち聖徳である。其御徳といふのは前に希臘の二大哲人が要望した絶對善の具現者、理想的統治者としての御徳のことである。儒教でいふ天意天徳の體現である。換言すれば神聖其ものである。

前掲の聖詔に「皇祖皇考乃神乃聖」とあるは其である。至誠を以て統治の根本とし給ふたことは、歷朝の詔勅や御製等に夥しく之を拜することを得るが、殊に明治、大正、兩天皇に於て言々句々皆な此至誠の迸發である。此事は吾人の今に新しく記憶

し奉る所である。尙他の言葉を以てすれば王道の治を全うし給ふたものである。是等を以ても直にうなづかれるが如く、我皇統が永く續いて行くといふことは決して偶然の出来事ではない。全く先驗的理念の然らしむるところであつて、天皇は實に「乃神乃聖」の現はれ人であらせらるゝからである。故に萬世一系其事が立派な統治者の御資格を證明して居るのである。

永田秀次郎著 平易なる皇室論 九五—一〇頁

第四 我國に神代より存する所の三種の神器なるものの意味が又之を證して居る。三種の神器の事は是れ又改めて述べるまでもなく、國民一般に已に業に熟知して居る事柄である。而も此三種の神器は天皇即位の際、即ち皇位繼承の際必ず其御身邊に附随しますものとして、古來一種のシンボルとしての特別の意義を有つて居る。我國には天皇同様に特別の尊嚴を有つて居るのである。

其昔天孫降臨初めて國を築き給ふ時に、天祖が此三種の寶物を天孫に下し賜ひ、特

に「鏡は専ら我が御魂と爲し、吾前を拜するが如く伊都岐奉れ。」と仰せられたのである。爾來皇祖より今上陛下に至るまで、必ず皇統繼承の證寶として即ち、此三種の神器の御身邊になきときは眞の天皇にあらざること、意味するまでに國家全體から尊信せられて居るのである。

然らば其三種の神器は如何なる意味を包藏して居るのであるか、といふに此事に就ては古來多少學者によりては其説を異にして居るのであるが、大體に於ては一致して居る。即ち玉を仁又は仁惠、温仁と見、鏡を智と見、劍を勇と見るのである。此事は多數の一致して居る處である。唯時に、鏡を正直と見、劍を智恵と見る人もあるのである。又玉は曲妙、美妙の意味だとも言はれて居る。かうなると三種の神器は眞善美を表はして居るとも考へられる。何れにしても此三種の神器は智仁勇、又は眞善美を表現して居ると見ることは皆一致して居るのである。而して此三の窮極する處は誠であり、神聖である。寛博士の鏡をいのち、即ち神靈と見、玉を其いのちの現はれ、即ち

光と見、劍を進行力と見て居られるのが少し異つて居るが、鏡を神の御精神と見ることは已に神勅にあるのであるから、鏡は神靈、神魂其ものであると見るべきである。前に皇祖皇考は乃神乃聖と言つた意味に當るのである。

何れの意味にしても此三種の神器の象徴せる眞意義が神聖、誠、智仁勇、眞善美、といふことにあるとすれば、而して我國の君主天皇は必ず此三徳を體現し給ふものなることを象徴して居るものとするならば、もう已に其ことが我國の統治者は智仁勇又は眞善美の具現者、至誠の具現者、即神聖其ものであるといふことを表明して居る譯である。即ち三種の神器が證明師となりて朝見式が行はれるのである。天皇の理想的統治者たることは公然と證明し、象徴せられて居り、内外表裏、少しも偽らざる、堂々たるものであるといふことが領會されるのではないか。是れは又同時に前の萬世一系といふことに深遠なる意義の包含せられて居るものなることをも對證して居るのである。唯無意味なる萬世一系ではないといふことが之に依て反照せられて居る次第である。

第五 我國民の忠良なることが又之を證して居る。

イ 家庭道と忠道

我國民が皇室に對する忠良なることは是又恐くは世界無比であると思ふ。此事も今更ら改めて述べる程のことでもなく、國民一般の等しく承認する處である。是は抑も建國の當初より君臣の分が明に區別せられて居つて、一面には皇室と國民との間には家族的關係の上から父子の情を以て相結ばれて居るのではあるが、他の一面には又どこまでも義といふことを重んずるので、君民の分が判然し立てられて居つて、君は無窮に君の位に立ち給ひ、臣はどこまでも臣の分を越ゆることの出来ないのが、我國體に於ける一特徴である。此事は丁度親子夫婦の間に於ける關係と同じことで、親子は一面に於て一體不二ではあるが、他の一面に於てはどこまでも親は親、子は子であつて、其所に人倫の道があつて嚴として具つて居る。若し此分を忘れて親が我子の愛に溺ばれてしまつては親子の道が亡くなり、子は子で親を友達同様に考へ、親を尊ばず、

餘りに狎れ染めて親を親として立てないやうになつたら、家庭は紊亂するの外はない。之は道に反し、道を亂すからである。夫婦の間も其通りで夫婦は一體である。異體同心であると云ふはやはり其間に道といふものがあるのである。我教育勅語には「夫婦相和し」と訓へられて、夫婦和合の大切なることを示されてある。之は誠に有難い御示しである。支那にては「夫婦別あり」と言つて夫婦間に別ちを認め、溝を隔てしめてゐる。これは道理上からはよくないことは明である。どうしても夫婦相和しでなければならぬ。併し又よくよく考へて見ると、夫婦相和しといふことは少しも夫婦間の道、即ち夫は夫の守るべき道。婦は婦の守るべき道を認めないといふのではないと思ふ。やはり夫婦の間にも道に於ては夫々夫婦の別個の道がある。夫が婦に狎れ染めてはならぬ。婦が婦の道を犯して夫をないがしろにしてはならぬ。

此事は大きく言へば男女の道ともなるが、今は其所まで入らぬことにする。即ち實際生活の上からはやはり夫婦間にも或別といふものがあるべきだと思ふ。此別の道を

守らない時には家庭の紊亂することは、親子の分をないがしろにした時と同様である。夫婦間にも分といふものを認むるのが正當だと思へる。支那の「夫婦別あり」の説は一面やはり眞理を含んで居ると思ふ。積極的理想は「夫婦相和」であるが、其中には「夫婦守分」の道が含まれて居て、其分を守ることが土臺となつて初めて眞の夫婦相和が行はれるのであると思ふ。今日の青年の思想が一般に是等の點に於て考が十分でないのは遺憾である。理想的、積極的の方面許りを考へて、現實的、反省的方面を忘れて居るのは一大缺陷である。孝道や貞道が亂れて居るのもかゝる根本的の考違から來ることと思ふ。要するに人間の世界が動物の世界と違ふ所は道の存する點にある。人倫の道の存する所にある。之を守らねば所謂人面獸心と言はねばならぬ。

今君臣の間にもやはり君臣の道といふものがあるべき筈である。これが人倫の道である。我國家の成立は親子關係である。家族制度でもあるが、即ち君臣一體ではあるが、(其事は親子一體、夫婦一體と同じ關係であるが、其分と言ふ點に於ては又親子間

の分、夫婦間の分と同じ様に、君臣の間には分といふものが嚴として存して居るのである。而も此ことは我國に於ては古來立派に行はれて居る。吾々國民は立派に守つて居る。吾々の祖先も立派に守つて來た。吾々の子孫も立派に守つて行くに決つて居る。かゝる君臣の分君臣の道といふものが明に分たれ、立派に守られて來たといふことは我國體の一特徴、我國民道德の一特色であるのである。

□ 發動的熱愛的獻身

併し翻つて考ふるに、分が別たれ、分を守つたからと言つて、其が直に君に對する忠良となるかどうか、其は慥に忠良の一步には相違ないが、親子の間夫婦の間に於ても其通りで、子や婦が親や夫に對して自己の分を守つて居る、といふことが孝道の全部でも貞道の全部でもない。各々の道の一步にしかならぬ。基礎であり、出發點ではあるが、完全ではない。到達でもない。即ち嫌や／＼ながらの守分、守道では眞の道が行はれて居るとは言へない。壓迫を感じ、畏怖を感じ、ビク／＼しながら暮して居るの

では空虚である、偽善であるとも言へる。誠心誠意から出て居なければ虚偽だ。どこまでも生き／＼した温味のある已むに已まれぬ積極的な、親みを持た、子が親に對するやうな、氣持が土臺になつて居なければならぬ。なつかしくて／＼して仕方がないといふやうな心持が動いて居なければならぬ。吾人は相當成長してからでも、父や母に對しては一種特別な感じを抱いたことが時々あつた。其れだ。一面には父や母の前に於ても禮儀正しく相對しては居るが、他の一面には非常な慕しさ、なつかしさを感じて心から服従して居たことを今でも思ひ出す。其信念である。其がなければ枯木寒巖に過ぎぬ。眞の人間性がない。

今吾々臣民が天皇に對する場合もそれと同様である。唯畏れて許り居るといふのはつらい。道として、義として、又禮としては最敬禮をするのである。眞から最敬禮をするけれども、又他の一面に於ては吾々の宗家の御主人である、吾々の大親である、親しいなつかしい間柄であるといふことが、世界の如何なる他の國民も經驗すること

の出来ない、全く吾々日本人のみの経験し得、享樂し得る特典である。實にこれは天與の恩典であるのである。

ハ 我國民特有の尊皇心

規制的、法律的、即ち形の上には頭を下けて居るが、人情的、道德的、即ち内心では反むいて居るといふやうな服従では寧ろ有害無益である。我國民が陛下に對して如斯態度を古來取つて來たであらうか。面從背反的國民であつたらうか。否な決してさうではなかつた。神代より今日に至るまで常に天皇を親とし、神として頂いて來た。全く誠心誠意を以て天に皇信服し、天皇の御鴻業に翼參し、分擔して來たのである。全く吾々の祖先は陛下の忠良なる臣民であつたのである。前にも述べた如く蘇我氏、僧道鏡、藤原氏、平將門、北條高時、足利尊氏の如きものも出たが、彼等にしても自分等の誤れる慾望に囚はれた結果であつて、時の天皇や皇室に別段恨を含んだといふ譯ではない。高時、尊氏の如きする皇室には十分尊敬して居つた所が窺はれる。又幕

府政治が開けて以來、時に天皇の光を遮つた。少くとも多少皇室の御威光を障げたやうな事もないではなかつたが、其れでも、我國の統治者、としての権力は少しも動さずには居ない。否どの將軍にしても、何時の幕府にしても、皇室の尊嚴に對してはどこまでもこれを立て、之を守護して來て居るのである。其れであるから一系連綿として萬世に繼續して居るのである。我國に於ては全く一家の孝子が親に事へるが如く、一國家の父たる天皇に對して大孝の道、即忠義を盡して來て居るのである。如此三千年間、吾國民が絶大の誠意と滿腔の感謝と無限の歡喜とを以て皇室に忠良であるといふ事、其ことに依りて如何に歷朝の天皇が立派な聖人であらせらるゝかといふことを明解し得るではないか。此事を實證する歴史上の事跡の如きは今茲に列擧するの繁を要しないと思ふから略する。又古來一度も外國の侵略を蒙り、恥を中外に露らしたといふことのないのも全く其原因が此處に存するのである。偶々元寇の來た事があつたが、最後には神風が吹いて彼等は退散してしまつたのである。かゝる神秘的な現象の存

するも、皆上下一致國を擧げて皇室を守護し、誰も私心を有つて動いて居ない證據であると言はねばならぬ。最近に於て偶々幸徳秋水の一派だとか、難波大助の徒の如きものが二三現はれたとは言ふものゝ、彼等は全く西洋思想にかぶれて、却て我國及東洋古來の思想の眞意に徹せず、一に物質文明の榮華に眼が眩みて、寧ろ憐れな人間に墮落してしまつたものと言ふべきである。今日に於ては段々西洋の學問の中にも東洋思想の長所を取り入れ、東洋式の思想が新興する様になつて來て居る。今後益々東洋思想の光が出來て來ることゝ思ふ。維新以來我國民の殆んど總てが西洋思想心醉に陥つた結果、如此犠牲者を出すに至つたのであるが、今後は教育、宗教、其他國民の指導宜しきを得さへすれば、如此不敬の徒を出すやうなことは恐らくはあるまいと思ふ。要は我青年をして東洋の哲學及宗教の眞義、殊に我民族古來の眞精神を十分理解せしむるやうに常に心掛けて指導して行くことが肝要である。

第六、外來の歸化人を皆同化し終つた事が之を證して居る。

此事は今日まで多くの人に依つて唱道せられて居ることであるが、今も之を除く譯にはいかぬ、我國天皇禮讚條項中の有力なる一要素である。我日本國民が單純なる一種族でないことは今更ら言ふまでもないことである。已に開國時代に皇別、神別、蕃別の三種に分たれて居つたのである。神代に於ても已に天津神、國津神の區別があつた。神武天皇が諸國を平定せられし事跡に於ても、日本武尊の東西遠征に於ても、其時代に幾多の異種族のあつたことが解る。其等が段々と皆我大和民族の中に混交同化せられてしまつた。其後聖德太子時代から奈良朝平安朝の時代に於て、近くは三韓、支那、滿蒙方面より、遠くは南洋、印度方面から隨分多數の人が入り込んで來たらしい。平安朝時代には團體で移住し歸化したものらしい。其史跡は京都方面には少なからずある。而かも其内にも、殊に支那や朝鮮の相當の學者や宗教家が、我朝廷の徳政を慕つて歸化し、大に朝廷を助けて我文化の進展に盡した事跡の顯著なるものゝあることは、茲にくどくしく列擧するまでもない。近くは徳川時代に水戸に聘せられた支那の學

者朱舜水の如き、又明治時代の小泉八雲（ラフガデオハーン）の如き、皆言葉を盡して皇徳を讚歎し、心から王化に浴して、喜んで我國で一生を終つたのである。如斯古來多數の人間、幾多の種族が渡航し來りて、吾々大和民族と伍生して、其間に遂に我大和民族の血の中に交合し、融和してしまつた。吾々大和民族の方から言へば彼等を皆同化してしまつたのである。是れ一に皇室の恩澤の賜であつて、皇室が顔の色や、種族の異同に依つて態度を二三にし玉ふことなく、支那から來やうが、朝鮮から來やうが、よしや印度、西洋、如何なる國土の者であらうが、王化を慕つて來り住む者には、皆一視同仁に之を愛撫し玉ふたが故である。今日米國あたりで内、米國化に熱中しても思ふやうに行かず、外、移民排斥に苦策を弄するが如き態度とは、全く雲泥の差であるのである。之を以て見ても、如何に我天皇が人民歸宗の的となつて居玉ふかといふことが明に解るではないか。

第七 外來思想を同化し終りしことが之を證して居る。

イ 宗教の同化

前には外來人種の同化を理由としたが、之と共に我國に於て古來外來思想を能く同化してしまつたといふ事も、これ重大なる皇澤優渥の證據であるとしなければならぬ。

古くは道教、儒教、佛教の如き何れも我國の神道とは其趣を異にし、道教の虛無思想の如き、佛教思想の内の未來思想、平等思想の方面の如きは我國民の思想にはやゝともすると調和を缺き、危険思想に傾かしめる弊を有つて居るのである。儒教の忠孝仁義の如きも、我國の教と一寸能く似て居るので問題が起らないやうであるが、一面から見ると、其れ丈け危険も明に見えずに起り來る弊害を有つて居るのである。忠孝と言つても、我國の家族主義と支那の其れとは、大分違ふのであつて、其忠孝とか仁義とかといふ語が親密な感がするからと言つて無考に之を襲用すると、我國民道徳がいつの間にか、支那風に化せられてしまつて、日本古來の君臣の道、父子の道の特徴が亡くなつてしまふ虞があるのである。天命説の如き殊に然りて、我國の儒者の中にも支那に心

酔した連中には、我皇室の變遷の如きも、天命で以て解釋しやうとしたのである。誠に危険である。其が段々日本化し、神道化して、遂に今日の如く儒教の教と言つても支那式其儘のものではなく、日本的に解釋して採用するやうになつたのである。佛教の如きは明に宗教である、世界的宗教であるといふことが解つて居るので、最初渡來の際にも少しは問題が起り、物部蘇我兩氏の争鬪ともなつたのであるが、其後は段々日本化し、神道化し、已に平安朝時代に本地垂迹説まで生じ、次で鎌倉時代には、法然を始めとして、親鸞、日蓮、榮西、道元の各僧侶に依て、日本民族的信仰心の加味したる日本佛教なるものが現はれ、何れも朝恩主義であるとか、王法爲本であるとか、立正安國であるとかといふモットーを振りかざすやうになつたのである。徳川時代に入りては全く日本國教的態度を取るに至り、少くも我國風と矛盾衝突する處なく、彼の有名なる西行伊勢參宮の詠歌の如き、此邊の消息を知るに足る代表的象徴を見るに至つたのである。基督教にしても、最初信長時代に於てはまだく我國風に合せず、爲に徳

川家康の禁制ともなつたが、其間にも秘密に信仰するものもあり、明治になつて其禁を解れて、再び公然信仰することを許され、傳道も盛んに起つたのであるが、段々日本化して來て、殊に大正時代の世界大戰後は全然日本的基督教とでもいつた調子のもに變つたのである。

□ 思想の同化

以上は重に宗教に關して述べたのであるが、思想と云へば古昔は先づ宗教に内に凡て包含せられて居たと言つてよい。學問、又は哲學と言つても皆宗教中の一内容と見られて居たのである。明治時代になつて西洋から輸入せられた哲學の如きも、大體は基督教の思想と大差なきものとして取扱はれて來た。尤も後に至つて西洋哲學と言へば、立派に宗教と獨立した學問といふ一角を以て立つに至つたのであるが、何れにしても西洋哲學、カントであらうが、ヘーゲルであらうが、前の宗教と同じく探長補短の態度で取つて以て、我國民精神の糧となるものは進んで取り、我國風を亂す虞のあるも

のは嚴として斥けた。かくして今日大正より昭和へかけての我國の思想は、東西兩洋の古來の思想を取入れて、我國民精神の滋養分としたものである。決して盲目的に排斥もしなければ、又丸呑もしなかつたのである。勿論個人的には我國民の内にも、佛教に心酔したり、支那式にかぶれたり、歐化主義に囚はれたりしたものも多少ないではないが、皇室の御態度としては、明治天皇の五ヶ條の御誓文が之を證明して居る如く、全く彼れの長はどこまでも之を採つて以て我短を補ひ、我國風に害あるものは毅然として之を排斥し玉ふたのである。かくして今日では誰でも言ふ如く、全く世界交通の中心となりて、世界文化の二大潮流を融合調和して新思想を生産する檜舞臺となつたのである。之を見ても我皇室の御精神が如何に廣大無邊であつて、襟度宏量、實に洋々海の如く、德澤限なく潤ほふものがあることを疑ふことは出来ない。如斯思想及宗教に對して少しも御偏狹の所なく、今や我國を以て世界思想の溶鑪としての大工場として、提供しておゐでになるといふことも、亦全く世界無比の事象であると言はねばなるまい。

第八 我國に於ける立憲政治の成績が之を證して居る。

イ 我議會の實績

我國に憲法が布かれ、議會政治が行はるゝやうになつたのは明治二十三年の秋であつたが、其れ以來今日に至るまで、皇室と議會との間に於て何等の問題を生起したことなく、貴衆兩院は能く其本分を守り、陛下の御指示に對して忠實に討議研究して、國家の爲に時代の思想と社會の要求とに鑑み、中心を誤らず、多數の要求によりて公是とする所を決議して奉答して居るのである。天皇の方に置かせられても、國民即ち議會が如斯忠實なる審議をして、決定して其職責を盡くしたものであるから、議會始まつて以來未だ曾て一回と雖も其決議事項に對して御裁可遊ばされなかつたといふことはないのである。我國は君主國である。殊に世界に類なき萬世一系の君主が上に居て統治し玉ふのであり、議會の決議文では法律とならず、議會は立法府ではあるが、法律となるに

は天皇の御裁可がなければならぬことになつて居るのであるから、恐らくは議會政治開始以來、十件や二十件位は御裁可になつて居ない決議案もあるのであらうと思はれるが、事實はそんなことは一度もない。吾人の記憶の限りでは會て伊藤公の内閣の時だつたと思ふが、地租増徴案が否決になつた場合に、時の陛下、明治天皇からもう一度研究せよ、と仰せになつたことがある。議會は恐懼措く所を知らずして直に討議に附し、各々満場一致を以て兩院を通過したることがあるが、あつたにしても是れ位のこと、恐くは此他にはどんな出來事もなかつたと思ふ。誠に君民平和の間に議會政治が進行して居るのである。尤も我國近時の議會政治なるものが醜狀を暴露して居るのは萬人の認むる處であり、陛下に對し奉りて恐懼の至りではあるが、これは議會内の事であつて、陛下には何の關係もないことである。國民が反省一番する所がないのは遺憾千萬であるが、陛下と議會との間に於ては、平々坦々として無事安穩に進行してゐるのである。

□ 英米の議會政治

彼の英國に於て一六七九年の議會、一六八九年の議會などで議員と國王との間に確執が起り、遂に國王の權能を奪ひ去り、國王は虚器を擁するに過ぎないやうになつたことなどに比すると、同じく君主國ではあるけれども、我國などは同日の論ではないのである。又彼の米國ではデモクラシーの政治を行ふ國である。世界の内でも民主國の模範國とせられて居るのであるが、議會と大統領との關係はどうなつて居るかといふと、米國では議會で決議した事が必ず法律として行はるゝものとはなつて居ない、議會では可決しても大統領は自己の見るところに依て之を裁可しなくつてもよいことになつて居る。即ち大統領は不裁可權を有つて有つて居るのである。而して初代の大統領のワシントン以來今日までに大統領が裁可を拒んだ法律案が約三百件に近いのである。民主國である米國でさへ如此統治者の絶対權が行はれて居つて、必ずしも國民(議會)の要求は満たされないのである。君主國である英國に於ては議會中心で君主は自

己の意志は有名無實である。如此世界の二大文明國（三大強國の内の二國）といはるゝ英米兩國に於ては吾人の思ひがけない政治が行はれて居るのである。

永田氏著 平易なる皇室論 第二章及第四章

ハ 我國政の將來

然るに我國はどうか。前に述べた如く君主國である。萬世一系の君主國であると言へば、如何にも専制政治が行はれて居るやうに想像されるが、決して左様なことはない。又議會も陛下が御裁可遊ばさぬやうなことは決議しない。兩院各々其使命を全うして、少くとも一方で萬一不都合な議案を可決したり、必要なる議案を否決したりしても、他の一方の議會に於て十分研討して之を顛倒してしまふといふことになるので、議會で決定した法律案は悉く御裁可になつて居るといふ有様である。誠に君民和睦、國運愈々進展し、皇室益々御榮へましますことは、如何に天皇が理想の統治者で在らせられるか、といふことを證明して居るものとして決して、誤つた考ではないと思ふのであ

る。かくして今日にては世界の三大強國の班に加ふことが出來、其三大強國の内でも、英米の國政が上述の如き有様であるにも拘はらず、我國が眞に王道の國とし、神聖のしろしめす國として、將來世界の文化に無窮の貢獻を成さんとするの位置にあることは決して偶然ではないのである。眞に天佑の國であり、自重自助の國であると言はなければならぬ。決して之は一遍の御國自慢でも何んでもない。世界文運の開展の爲に吾々日本國民はかゝる自重と省誠とを以て、其使命を全うするやうに自憤自發しなければならぬのである。而して其は恐らくは我天皇の御稜威に依りて、此希望は到達せらるゝことゝ信じて疑はないのである。

第六章 我國體の根本義——忠道主義

一 忠と忠道

吾人は前に國體一般の意義其ものを鮮明し、次に我國體の八大優越點を列擧したが、今度は、我國體の特色に就て、今少し根本的に明にし度いと思ふ。我國體は確に世界の何れの國とも異なる特殊のものである。故に、一概に國體論と言ても、我國體に關しては、餘程慎重に考察しなければならぬ。同じく國と言ても、我國を一寸外國並みに簡単に早呑込をして置くと、非常な誤謬に陥るのである。

先づ、我國家の根本理想とは何かと云ふ事を決定したい。之は大問題であるが、吾人は之を一言にして忠道主義と呼んでゐるのである。然るに吾人の見解を以てすれば、單に忠といふ時と、忠道と云ふ時とに於ては少し意味が違て來ると思ふ。勿論其基本觀念に於ては一であらう。結局は一に歸すると思ふが、忠と言ひ忠道と言ふ其語の耳

に響く時の吾人の直感は、確に少し異つたものがあるのである。若し強めて説明すれば、忠と云ふ時には行の方が主となり、忠道と云ふと原理、原則の方が主となる。故に理想と實行との二方面から見ると、忠道とは理想的方面であり、忠とは其實現の行動の方になる。忠道と言へば忠の道である。又忠即道とも言へるから、忠と忠道とは別物ではないが、唯吾人の感じが少し違ふと言ふまである。併しこのことは大切なことであるから、最初に一言斷て置く次第である。故に定義を附する上に於ても、忠とは何ぞ、忠道とは何ぞ、と言ふ風に別けて決定して行かうと思ふのである。先づ、第一に忠の意義から決定することにする。

二 忠の意義

忠の意義は、之を二つの見方に分けて考へることが出来る。汎く見れば忠と言ふのは、我皇運を扶翼し奉る爲めの諸般の活動が其に當る。其等の各事業、職務は忠の内容を構成するものである。之は國民道德の根本主徳としての忠の意味である。我國民道

徳の中にも、世界人類共通の徳目が包含せられて居るのである。教育勅語に、「之を古今に通じて謬らす之を中外に施して悖らす」と仰せられて居るのはそれである。此根本觀念を忘れた者は、我國民道德を體得することは出来ない。其内容の詳細に就ては、後に再び述べることにする。次に厳格な忠と言ふのは、一旦緩急のあつた場合に於て、吾々が、國民として、直接に皇室及國家に奉公を盡すことを言ふのである。之は誰でもかく思て居ること、又我國の忠と言ふのは、寧ろ一般に此方を意味して居るのである。故に之を嚴格なる意味に於ける忠と言ふべきである。

陸軍士官學校マンフレット 吉田熊次氏述 國民道德の學理 七三一―七四頁

三 忠の意義及内容に關する疑義と解決

然るに、汎意な忠にては、別段強めて忠と言ふ程のこともなく、特に我國に於ける忠の意味とはならぬではないか、との疑問を抱く人が起て來ることと思ふ。其に對する吾人の答は次の如くである。此問題は國體觀念に聯關することである。我國體にて

は、皇室が我國家の總代表的の本家である。天皇は其宗家の主であらせられる。故に、國家(クニイエ)即ち天皇、天皇即ち國家である。故に、天皇を措いて我國家はない。吾々國民もない。吾々の職務勞働は、皆天皇の爲にするものであるとてよい。天皇の遊ばす御事業を翼參して居るに外ならぬのである。故に、我國家の宗主、天皇と言ふ觀念を外にしては、吾々國民の職務勞働と言ふことは、意味を爲さぬことになる。宗教的の言葉で言へば、吾々の一舉手一投足は、皆悉く天皇の御名の下に爲すべきである。如何なる場合にも天皇を忘れてはならぬ。天皇と言ふ觀念を無くしては無意味になるのである。斯る意味に於て、汎意な忠と言ふことが、立派に我國特徴のものとなる事が出來ると思ふのである。明治天皇が、
國を思ふ道に二つはなかりけりいさのには立つも立たぬも
と仰せになつて居るのは此事である。

然らば第二の疑問が生ずるかも知れない。其は、そんなに如何なる職務勞働をする

場合にも、必ず常に天皇を忘れず、天皇と言ふ觀念を頭の中に於てしなければならぬと言ふことは、實際非常に困難なことではないか、其は言ふべくして行はれ難いことではないか、と言ふ質問が生ずるかと思ふのである。併し、其は各自の覺悟と修養とに依つては、必ずしも不可能のことではなからう。又實際左様に心得て其精神を徹底すべき筈のものであると思ふ。佛教の語に、仕事しながら念佛するのぢやない、念佛しながら仕事するのだ、といふのがあるが、其所の心得を要する、心行具足、念動は一である、一舉一動、皆な天皇に奉事するのである。我日本國民は斯くあるべきもの、否な、實際かくあるのだ、過去にもかくあつたのだ、未來もかくあるべきものである、と言ふこと、即ち、我日本の進み、我國家の日常百般の細大洩さぬ一切の仕事は、一として天皇の御事業でないものはない。其を吾々國民各自が分擔し翼參して居るのである、と言ふことを十分觀念して吞込んで居れば、其で國民各個の日常百般の職務勞働が、立派に天皇に對して忠を盡くして居ることになつて居るのである。又、少くとも

平時に於ては、陛下は、斯かる國民を以て、忠良なる臣民である、と御喜びになつて御居でになると拜察するのである。又斯る心得の國民であれば、必ずや、國家に一旦緩急のある秋には、立派に犠牲獻身的の行動を爲すことが出来ると言ふことも、明に承認し得られるのである。

四 忠と我史實

尙此事は、我國古代の史跡の上からも、明にすることが出来るのである。其は、我國古代に於て、天皇が初めて國民に「姓」といふものを御定めになつた時の事である。この姓と言ふものは、我國に於ては、血統の區別でも階級の區別でもなく、職業の別に過ぎないのであつた。物部氏とか、大伴氏とか、其他蘇我氏、土師氏等皆、夫々の職業の分擔を御定めになつたに過ぎないのである。而して、其家職に務めることが、國民各個の使命であるとせられたのである。其後幾多の變遷と、種々の事情とに依つて、蘇我物部の争、源平藤橘の競争等となり、階級別をも生起するに至たのであるが、其

は、本來の意味に反すること、國民の盡すべき道は、天皇が分別して與へ給ふた夫々の職業に、各自が勵むにあるので、天皇は、之を以て臣民の忠道とせられたのである。之を以て見ても、我國に於ては、國民各自が夫々其天職に勵精することを以て、天皇の聖慮に適ふの大道である、本道である、といふことが明解さるゝ譯である。

又、彼の記紀等にある我國神代の神話として有名なる、天の岩戸入りの事件の如きも、天照大神が須佐男命の亂行を御怒りになつて、天岩戸に御隠れになつた。さうして天下が暗黒世界になつた時に、神々は天に困り抜いた揚句、天の安河原に神集いに集い給いて、種々協議の結果、遂に神々各自の夫々の職務に勵む外に道はないとして、布刀玉命は太御幣師として、天兒屋命を太祝詞禱師として、又石磯度賣命は鏡師として勵み、天鈿女命は得意の女仕事に勵み、手力王命は力仕事に勵むと言ふ風に、皆夫々の家職に一心専念に勵んだ爲めに、天照大神は、彼等の誠意を嘉みし給ひて、遂に天の岩戸を少し開いて御覗きになつた。そこで皆がそれつと言て引張り出してしまつ

たと言ふやうな事績も、是又、我國民の務むべき道が那邊にあるかと言ふことを知るに足るのである。

實に、天皇が國民に御望になつて居る點は、一に國民各自が、夫々の天職に勵精する所に存するのである。如斯天皇の聖意に適ひ、天皇が嘉納し給ふやうに、吾々國民が相努むることが何よりの忠道ではないか。吾人は如此種々の方面から考へて、我國の忠と言ふものは廣大無邊の意味を有つて居るもので、天皇の御示しになつて居る忠の道と言ふものは決して利己的な偏狹な考から出たものではないと言ふことを、世界に誇りたいと思ふのである。

椎尾博士 個人雜誌 「共生」

五 忠 の 眞 義

又翻つて考へて見るに、吾々國民が平時日常種々百般の業務に勵んで居るのは、一面には世界、國家の平和安寧の爲であり、人類社會の向上進展の爲であるのであるが、

同時に、其は又、一朝國家に事端の起つた時の用意に備へる爲ではないか。之は戦亂の最中でも、人道を重んじなければならぬと共に、又治に居ては、常に亂に備ふるの覺悟が無ければならぬ。此ことは、世界各國興亡の史跡を見ても、直に解ることである。治に居て亂を忘れるな、と言ふことは、如何なる方面に於ても、眞理である。小にすれば、一身上の事柄、大にしては、國家人生の上に於ても同じ事である。故に、平時、治に居て吾々が一生懸命に働いて、各々其職に努め、我國文化の向上進展に盡くして居ることは、其治世を難有思て感謝し歡喜すると共に、其が同時に、國家一大事の時の爲に備へて居ることになるのである。

要するに、如此觀來れば、汎意な忠は即ち眞義の忠に一致するのであつて、どこまでも、我國に於ては、精神主義で進まなければならぬ。凡ては、天皇の二字に籠つて居るのである。吾々日常の職務労働は、凡てが、天皇を通ほしてこそ始めて有意義となり、眞の奉仕となりて、其光が現はれて來るのである。茲に於て、自己の人格と

言ふものも、眞の人格としての資格を有ち、其價値を發揮する様になるのである。尤も、此平時の忠は、其根本に於て、變時の忠即ち我皇室に對する獻身的奉仕、と言ふことが土臺となりて徹底して居なければならぬと言ふことは、大體前述の論調に依ても想定し得られたことと思ふが、我國の忠道は、どこまでも陛下に忠と言ふこと、陛下の爲には身は鴻毛の輕に比する所に支點があるのである。吾人が汎意の忠を説いたからと言て、陛下に對する直接的犠牲行爲の忠を少しでも軽く見たやうに誤解してはならぬ。決してくゝかゝる意味は毛頭無いのであるから。

然らば何故に陛下の爲めには吾々は此心身を捧げなければならぬか、と言ふ質問が、或は起らぬとも限らぬ。之に就ても、(否な、此問題は骨子となるのであるから)之を明にする爲に、是れから種々の方面から其解釋をして見たいと思ふのである。其が本著の全體に亘つて述べて居る事柄であるが、併し今一言に約して之を言へば、其は我日本人の一大信念である。我日本民族の血統的遺傳的精神の一大結晶である。之が我

國民の人格的活動の核心である。即ち、我民族の自然的大愛の活動である、大愛の融合である。親子の抱擁合一の情愛の偉大なるものに過ぎないのである。

陛下の命のまに／＼、吾々國民が、自由になると言ふことは、陛下が吾々臣民を食し給ふのでもなく、又陛下が吾々を犠牲にせられるのでもない。吾々が陛下に自己の心身を嫌や／＼ながら差し上げるのでも、又そのやうな意味の犠牲でもなく、全く喜んで、自ら進んで、熱愛的態度を以て、陛下なる吾々國民の父の懷の中に飛込んだのである。否な、畏くも陛下の玉體の中に合一融會したものと見るべきである。實際吾人は如此感じ、かくあることを望み、かくありつゝあると、信樂して居るのである。此事は、親子の情に於て、吾人の日常實驗し、實感しつゝある所である。宗教上に於て、神佛と人間との關係を信者に悟らすには、いつでも親子の關係を譬諭にして説くのである。之を他に於て神佛の心情を知らしむることは困難である。今、天皇と國民との關係も全く之と同様であるのみならず、此方にては、譬諭でもなく、自然眞實に親子關

係を有て居るのである。親が子を思ひ、子が親を思ふ、情愛こそ、生物生活共通の根本的動因であつて、殊に、人間に於て其意義が、深刻であり、愛の極致に至つて居るのである。併し、吾人は感情を中心とした方面から、信念とか、愛とか、と言ふ言葉を用ひて主張して置いたが、其れ丈では、勿論、未だ人生に於ける經驗の深くない人々には、十分の満足を與へることは出来ない。どうしても理論的及方法論的に、今少しく其理由を明にし、其事實を具體的に示さなくてはなるまい。而して、其は本著述の終局の目的であつて、以下各章に於て其内容を考察して見やうと思ふのである。

第七章 忠道主義

一 忠道の意義

我國體の根本義は、吾人は忠道主義の名を以て呼んで居るのである。而して、先づ其實際行爲の上より、前章に於て、忠の意義を明にしたのである。忠と言へば、實行的の意味を吾人に暗示する。孝道に於ける孝行の如く、忠道に於ては忠行である。今忠道と言へば、其忠行の原理を意味するのである。故に忠道又は忠道主義の研究は我國體の哲學的考察と言つても善いのである。

然らば、忠道主義とは何かと言ふに、是は、或は人道主義と言ていゝかも知れぬ。或は王道主義と言ていゝかも知れぬが、どうも、西洋流の人道主義の語でも、支那流の王道主義の語でも、吾人の意中を明確分明には表詮しない。

忠道とは、日本の古代の語で言へば、「神ながらの道」のことである。故に、我忠道とは我神らからの道と同じ意義である。故に、忠とは神の心と言ふことになる。我日本の神の心が即ち忠である。故に、支那の忠とは文字は同じでも、意味は異つてゐるのである。併し、前にも述べた所の儒教の易の哲學にて言ふ天意と言ふことゝ、別段異なるものではない。易の天意と言ふのは、要するに至誠である。誠心である。現れては、明德である。西洋人の正義人道だつても、眞の意味を與へて言へば、立派な至誠心の表現であつて、易の天意の現れと言てよい。唯だ併し、支那でも、西洋殊に米國でも、其實が副はないのである。口に言てゐても行には違つて現れてゐる。歴史に現れた事實は、我國とは餘程違つてゐるのである。我國は名實共に其を行つて來たのである。現に行ひつゝあるのである。換言すれば、此至誠天心なるものが、我國に於ては、我民族の血となつて遺傳してゐるのである。我民族の血は清き肉體的方面の外に、此一點の濁りなき至誠眞實の天心なるものが遺傳してゐるのである。血は神魂の宿とも謂ふべきである。我國民には血の外に靈なく、此靈の離れた血はないのであ

る。而して、其根本源泉は皇室である。皇室の血は如斯至誠天心、神靈の滾々として湧き出で、盡きせぬ泉である。此萬古盡きせぬ黄金の泉こそ、我國民の生命の泉なのである。如斯して、上皇室より下七千萬の國民の一人残さずに、靈の血潮が流れ流れて、行き渡らない所はないのである。

即ち、忠とは至誠である。忠は中心であつて、真中の心、心を真中に置いた形である。一方に偏せざる中道心である。偏せざるは正である。又口と心とを一申したる形とも言はる。口と心と一致して居るのである。口は言である。口に言ふ所と心に思ふ所とが一致して居るのである。内外表裏一貫してゐるのである。之を「信」と言ふ。信は正の實行であるから、やはり眞又は正と云ふ事になる。故に、前述の如く、神武天皇は建國の聖詔に、先づ「養正」の大訓を齎らし給ふた。之は皇祖の信念の實現であつて、皇祖が範を垂れ給ふたものである。故に忠は正である。正直であり、正義である。則ち誠である。至誠を陛下に盡すのが我國民の忠道である。

二 忠道と神人合一の思想

イ 人即神の意義

又忠とは神ながらの道である。我國の神とは即ち神祖のことである。我國古代の神即ち我國民の祖先は命と稱した。之をミコトと呼んだ。ミコトは音便上マコトである。誠である。(尊の字をもミコトと呼んだが之は命の内、特に尊敬の意を表はす神々にのみ付けたので、矢張り命のことである)。茲に於ても神は誠である。神ながらの道は誠の道であることが解る。忠は即ち誠である。誠は眞言、眞事である。又眞理(理はコトワリ)である。一點の偽りなき、濁りなき、素直なる心である。片寄せざる中心である。如此、支那の方から見ても、我國の古道から考へても、忠道は至誠道である。又神を呼ぶのにミコトと言ひ、其に命即ちイノチと云ふ字を配合した事も決して無意味のものではないのである。

生命イノチは體の別名である。生命あつて體が存続するのである。生命の外に人は

無いのである。然るに生命とは單なる肉體的壽命の意味ではない。これ神であり、神の心霊である。神其ものである。而して其神とは皇室の御祖先である。即ち我民族の祖先である。其神の血統が今日の皇室にまで續いてゐるのである。即ち天皇は神の血統であり、神であるのである。即ち我國は神人一體の國であつて、神とは人の理想的の境地であつて、我神祖は其の境地にましましたのである。従つて我天皇も其境地にましますのである。神は上カミである。人の上に立つものを言ふのである。宗教的に云へば、人間以上の崇高なる靈體を云ふのである。故に、人の中でも、己に理想的な、少くとも、理想的境地に近い人は、神として崇められるのである。近くは乃木將軍や杉浦重剛翁の如き好例である。菅原道實でも、楠公父子でも、皆其である。併し、お岩稻荷だとか、澤藏稻荷だとか、と云ふものは、之は迷信から來てゐるので別物である。又此頃の政治の神だとか、貧乏神だとか云ふのも、我神人一致の境地の神様とは違ふので拜む價值がない。玉石を混同してはならぬ。

□ 我が神の思想

我國に於ける神と云ふのは、基督教で云ふ神、マホメット教で云ふ神などは違ふ。佛教で云ふ佛とは大體に於て同じものである。佛教でも、我古神道でも、神人合一の教である。汎神教から來た全一神教が、徹底して神人合一の境地にまで進んで居るのである。佛教の佛と、我古神道の神とは、異つたものだと言ふ人があるが、其は佛教を眞解して居ない人である。今其等の問題を此處で明にする餘裕がないから略するが、神道も佛教も要するに其揆を一にして居る。宗教は皆其揆を一にしてゐると云へば云へるが、其内でも自ら夫々其宗教の立て方や教理が多少違ふものだ。神とか佛とか又は神の觀念が違ふものだが、我古神道の神と佛教の佛とは大した違はないのである。要するに、我國の神は人と別物ではない。蠶と蝴蝶位の差違しかない。蟬が抜け出るやうなものである。否其程の差異もないが、然し又考へ方によつてはそんなものとは比較にならぬ位難づかしいことである。併し、素々、體は同じものである。人が神になるのである。

人の中に神を宿すのである。人が神に化生するのである。人の心が神の心に變化して行くのである。再生である。更生である。難づかしく考へれば仲々難づかしいが、易い方から云へば、人即ち神である。其は佛教で云ふ「是身是佛是心作佛」である。佛教で難づかしく云へば、人間が佛になるには、三生六十劫を経て聲聞の悟を開き、次で四生百劫を経て緣覺の位に上り、尙ほ三祇百大劫を経て菩薩の位に上り、尙最後の白兵戦に勝ち得て、遂に佛位に上り、成覺するのである、と云ふが、如此困難な方から云へば大變だが、易い方から云へば、「是身是佛是心作佛」であり、「凡佛不二」であり、「娑婆即寂光土」である。佛に救はるゝか、悟を開くかすれば、「瓦礫變成金」だと云つてゐる。此の邊の消息を眞に悟らなければ佛教は解らぬ。併し眞解すれば何でもない。我神道もその通りである。神人合一教である。故に、佛教が神道を援助する様になつたのも、無理からの事である。佛教が神道の血となり、肉となり、滋養となつて、其體を助け上げたことも此處に理由が存するのである。

ハ 清明心と修養

故に自然的に、生得的に、遺傳的に、神になる人、神を宿せる人、是我民族である。神の性を本有せる人、是我國民であるのである。併し、宿して居つても之を發揮しなければならぬ。切角有つてゐる月が雲に隠れてゐては光が現れない。雲を破つて其月の光を發揮せねばならぬ。其雲とは吾人の邪曲心である。濁惡心である。闇黒心を滅する。之を拂ひのけなければならぬ。邪惡を亡ぼして正善心を發揮し、濁、闇黒、を滅して清明心を顯現しなければならぬ。宜なるかな、神ながらの道とは清明心であると説かれて居る。我國民が神性を發揮するには、先づ清明心を顯現しなければならぬ。茲に、修養の必要なることが生起して來るのである。果報は寢て待てと云ふやうな事は正しいことではない。修養して怠らない者にして始めて神性を輝き出す事が出来るのである。神人合一だからと云つて、惰け者が己は神だなどゝ威張つたつて振向く神はない。

二 神人合一思想の信證

日本書記に「天地初判、始有^二俱生之神^一、號^二國常立尊^一、又同書に天地混成時、始有^二神人^一焉、號^二可美葦牙彥舅尊^一」とあるに依りて、我國開闢の初めに現れた神、即ち人の消息が窺はれる。

又新井白石は其著「東雅」に、「上古の時神と云ひしは人なり、日本紀に神聖、神人等の字讀みてかみと云ひし即ち之なり、我國の語凡そ稱してかみと云ふは尊尙の義なれば、君上の如き皆之を神と云ひ」云々とあり。又坂内直頼が「一心靈にして靈々たるもの其中に照すときは心鏡の如し、夫れ神と云ふは鏡と云ふ略言、神明の理を鏡にたとへたるなり。其如く明了なるときは、吾心則御中主尊、天照大神に同じからん。此を以て心は神明の舍なり」と言つて居るが如き、神の語を鏡の異語としてゐる點は今鬼に角に、我國の神人合一の意味は能く言ひ表はされてゐると思ふ。

其他鈴木行義の「神道即人道也人道即神道也」の如き又明治天皇の、

千早振る神の教をうけつぎて人の心を正しかりける

又

いつはらぬ神の心をうつせみの世の人皆にうつしてしがな

の御製の如き其他、引例枚舉に違ない次第である。

如此、我國體の理想は神ながらの道を布かんとするにある故に、一言にして言へば、神國であら故に、先賢が我國體とは「神國」であると言つて「神國々體」の信念が強いのである。

北畠親房が、「大日本國は神國なり、天祖始めて基き、日神長く統を傳へ給ふ、我國のみ此事あり、異朝には其類なし、此故に神國と云ふなり」と言ひ、其他久米幹文が、「神州」と云ひ、本居宣長、平田篤胤等も皆神國と言つてゐるのである。

加藤博士著 神道の宗教的研究 四頁及三一—三二五頁

ホ 神話の價値

其他言語學的には人は「日の後」で「ヒト」と訓じ、彦は日子、姫は日女で、皆日の神の末裔なることを意味するものなることも、多くの人の知れる所で、今更考證するまでもないが、然し、中には疑問を起す人があるかも知れない。其は何かと言ふと、全體、前述の如き、神人一致だとか、我國の祖先は神だとか、現在の國民は日の神の裔だとかといふことは神話に過ぎない。神話と云ふものはお伽噺のやうなもので、未開時代の遺物、子供だましぢやないかといふ疑ひである。此疑は一應は尤もだが、此は知一未知二の人の云ふ事で、第一神話とお伽噺とは同一でない、之を同一視するのが間違つて居る。神話と云ふものは、其民族の信仰とか理想とかと云ふものが口碑に傳はり、又は文献となつて遺つて居るもので、全然空想的に、ロマンスとして作製されたものではない。其民族の古代生活の上に經驗せられたもの、少くとも其民族が精神的にかくありしもの、又はかくあるべきもの、かくありたいものとして、心底深く藏したる信念の現れたものである。假作したものと同一に視ることは出来ない。其精神を取らな

ければならぬ。精神的に懷抱して居た理想、信念の、或形の上に現れたものが神話である。若し實際にあつたか、なかつたかと云ふことを問題としても、其民族の志す所、願ひ求めた所が、其所にあつたので、少くとも民族生活の内に如此熱烈なる理想信念の流が迸つて居たもの、其精神的信仰其ものが其民族の生命であつたのであるから、神話を全然、空想、假想のものとして拋棄するといふ事は、未だ神話といふものに對する眞の理解のない人と云はなければならぬ。よし又お伽噺と同一視しても、假に桃太郎のお伽噺にある鬼征伐の鬼といふやうなものは無いから此お伽噺は嘘だ、何の役にも立たぬとか、舌切雀のお伽噺を聞いて、雀は人間のやうな行爲は出来ないのだから此噺は何等價值がない、といふ者があつたとしたら、是亦お伽噺とか、童話とか云ふものの性質を眞に理解して居らぬ人の云ふことである。吾人は我神話に對する如此無理解の人は今日に於てはもうあるまいと思ふけれども、婆心から右一言附加へて置く次第である。

三 忠孝の關係

而して、此忠道即ち神ながらの道の忠と云ふ意味に就ては前述したが、此忠は忠孝と並稱する場合の忠よりは、餘程深遠なる意味を持つて居るのである。忠孝並稱の忠が普通の忠なれば、此忠は大忠とでも云ふべきで、宇宙自然の根本大理法の現れである。是れ前に忠を正と云ひ、直と云ひ、誠と云つた次第である。故に、聖ともなる。乃神乃聖である。故に、之は眞でもあり、善でもあり、美でもある。眞善美一致の聖の境地である。人生の價值の究極であるのである。教育勅語の最初に「克忠克孝」と仰せられた忠が是である。之は克忠克孝とあるので、忠孝並稱の感があるが、決してさうでない。此所の「孝」は忠の内に包含されてゐるので、此所にも開合の關係がある。開けば忠孝となり、合すれば忠の一字に歸する。是れ我國體の大理想の表詮である。故に、後に各徳目を列擧せられる時に「父母に孝に兄弟に友に云々」と仰せられてある。此

後の場合の孝は忠に對する孝であるが、前の「克忠克孝」の場合の孝は忠の内に歸するのである。大忠の内容としての大孝を意味するのである。此關係なども等閑にして過ぎ去つてはならぬ。故に忠道主義の忠とは大忠であつて、神の意であり、神の道である。聖人君子が人生の發展進歩に盡くさるゝ所の道である。世界萬民の希望して已まざる終局の理想境を實現せんとして努力奮闘せらるゝ大愛の發露であるのである。故に、又教育勅語に「之を中外に施して誤らず之を古今に通じて悖らず」と明治天皇が宣明し給ふたのは、全く此不可動の我國民的大信念を發表せられたのである。

此大理想たる忠道主義こそ我國體の根本原則であつて、又之を體得したものが我國の特有性なのである。此忠誠の大精神を體現せるものが眞の日本人であつて、其が我が日本人の本性であり、自己性であるのである。我國家の根本的性能は此所に存するものと見るのが至當であると思ふ。

四 忠道の實行

然らば、如此忠道主義、至誠の道が實際事實の上に現れてゐるか、其活きたる證據を見ることが出来るかと云ふに、吾人は之が證據を先づ歷朝の天皇の御身の上に拜する事が出来るのである。

前にも述べた如く、萬世一系と云ふことの此世界無比の御事跡が、已に此至誠至忠の大道を御踐みになつてゐる、と云ふことの證據になるのである。此萬世一系と云ふことが直ちに此至忠至誠であるのである。萬世一系と至忠至誠とは同一物である。同一物を、内より見れば至忠至誠であり、外より見れば萬世一系である。萬世一系は血であり、至忠至誠は靈である。有形に見れば血であり、無形の方を見れば忠誠の靈である。故に、我國に於ては、天皇と云へば、もう其天皇の二字の中に、神其もの、神の道其ものが皆包含されてゐるのである。忠道主義の體現者が天皇であるから、國體論をする時に、天皇の外に神とか、道とかを擧げて來る必要はない。血即ち靈で、天

皇の玉體即ち神であり、至忠至誠である。抑も、我國は天皇と國家と臣民との三要素に依つて構成せられて居るのであつて、神とか道とかは天皇の玉體の中に含つて居る。而して國民即臣民は天皇の子である。國內の個々の民族は皇室の末裔であるから、是れ亦神も道も皆宿して居る。血を離れて靈なく、體を離れて道はない。血統即ち道統であつて、全く人格的である。血が道を含ひし包持して居る。故に我歷朝の天皇は至誠至忠の結晶である。如此我民族の根本大理想たる大忠道主義の上には、天皇の御行爲も「忠」の一字に歸するのである。天皇の御踐み遊ばす忠は大忠であつて、全く天下人道の模範原則であるのである。宗教的に言へば、單なる空想的の理體法身に非ずして、理事相即せる人格神であるのである。要するに、我忠道の實行は我君民の歩み其ものが之を證明して居るのである。如此「大忠」體現の人格神なる我天皇の我國家に於ける御位置、並に我國民との間に於ける關係に就いては、今少しく章を改めて論述して見たいと思ふ。

第八章 萬世一系の皇室と國民との關係

一 萬世一系の國體

イ 國體研究に對する吾人の態度

前章に於て吾人は我國體の理想的方面に就て論述したのであるが、其は換言すれば我國體の內的方面である。人格的に言へば、我國家の自己性、即ち特性的方面の事柄であつたのである。今此所に述べんとすることは、國性に對しては、外面的、形相的、組制的方面の事柄に就てある。我國家の組織體制に關する問題である。

斯かる問題に關しては、十分慎重なる態度を以て研究しなければならぬ。我國三千年の歴史を緝て見ると其間に幾多の變遷がある、古代に於ける道教、次で儒教、佛教の渡來、外交及戰爭、奈良朝及平安朝に於ける内外の出來事、源平爭亂の影響、鎌倉以來の幕府の影響、蒙古襲來、南北朝分立、足利時代の文教頹廢、徳川時代の初頭と晩

年、維新前後、基督教及西洋思想の輸入、日清日露兩戰爭の影響、明治國民自覺時代、明治の晩年、大正の文化、世界大戰の影響、赤化思想の傳搬等を寸瞥しても、如何に其間に迂餘曲折を経て、今日に至つて居るかと言ふことが解る。其結果は動もすると、我民族生活の純真なるものゝ正體を見失ふことがないでもない、否な随分今日と雖も、誤解謬想に囚はれて居る人が少くないのである。

斯かる時に際して吾人は如何にして我民族生活の純真なる中核を透視し、正解することが出来るか、是にはどうしても、一面は古代より今日までの我國家の變遷進化した跡を温ねることが必要である。物の成るは必ず其原因と助縁とが存するので、偶然の變化もあるにはあるが、そんなものは餘り有力なものとはならない、今日變化したと思はるゝやうな我國民性が幾等かでもあるならば、其は其時代々々の有意的か無意的かの要求に依つて出來上つたものであつて、決して全然無意味なものではないと言ふことを知らなければならぬ。我國家、國民の變遷轉化の跡には、正邪善惡混淆して

居るが、一概に今日の生活情態が間違つて居ると見ることは出来ない。

併し又他の一面から考へると、河口の水が濁つて居るやうに、永き時代を経た間には外來の思想文化の影響なり、内部の變動争亂の結果なりに依て、随分最初の純粹なる國性、民風なるものが變化して來て居ることも事實である。故に今日の如き開國三千年を経、而も世界文化の輻輳地となれる我國情に於ては、所謂、溫故知新に依て、先づ我國家の最古の思想性質を稽へて、純眞なる日本民族的精神の本色を發見する必要があるになつて來るのである。即ち濁れる河口の水を以て、直に其河全體の水を評價してはならない、河口は如何に濁流滔々として居ても、山奥深く其源泉を探ぐつて見ると、存外に美しい清水が滾々として流れて居るのを見ることは事實である。今我國民本來の特性即ち大和魂の核心を掴まんとするには、遠く／＼古代に遡りて、我天祖皇祖の時代に其範を求めなければならぬのである。

此事は重要なことで動もすると、青年社會では、新時代とか新思想とかと、何で

も新しい事がよいと思ふのであるが、必ずいつも新しいことがよいかは問題である。又假りに新しいものがよいとしても、新しいと思ふ事が、存外古い物の再現に過ぎないといふこともある。例へば、此頃流行の圖案とか、模様の如きものでも、新柄と稱されて居るものが、存外に古い奈良朝時代のもものが復活せられて居るのである。所謂正倉院模様などが其れである。況んや思想問題の方なんかでは一層さういふことが多い、能く昔から自然に反れとか、基督に反れとか、と言はれるのは即ち其れであつて、餘りに思想が混亂して來ると、古代自然の情態に反らなければ物事の真相が解らなくなつてしまつて居るからである。吾人は斯かる理由よりして、我國體の研究に於ても、我古代の純粹なる民族生活の真相を省みることが必要だと思ふのである。明治天皇が、

いそのかみ古きためしをたづねつゝ新しき世の事も定めん

と仰せになつて居るのは、此所の所以を御示し下だしたのである。

□ 我が神祖肇國の御事蹟

さて我民族古代の生活に關して此所に詳細之を述ぶるの邊がないから、今は唯其要點に留めて置くのである。我國の建國は神武天皇の即位の年となつて居る、即ち今年より遡ること二千五百八十七年前である。だから大體は、神武天皇の事績に依て定めに行けばよいのであるが、併し我國の最古の建立といふことになる、諾冊二尊の國土經營、天照大神と須佐男命との御事業、天孫降臨の御事績の三つが中心となつて居るのである。其内にも天孫降臨の御事績が最大切な事になつて居るのである。即ち地上の我日本帝國の經營はこゝから始まるのである、其等の事は衆人己知のことであるから、敢てくゞしくは述べまい。

尙其以上の最古代に遡るとなれば天地初發の時、天之御中主神ありて、是れ我國太古最初の祖神である、「御中」とは、「真中」の意味であつて「忠道」、「忠心」を表はし、我忠道主義は折も此所から由來して居る。實に久遠實成の道である已に古代に於

て我民族の大理想たる「大忠」の思想が如何に宗教的に進んだものであつたかゞ想像せられる。次で四代の神あれまし、是等を天神五代と申すのである。

次には前にも述べたが、國之常立尊が御出現になり、我國家を常住不變の大磐石の上に御立てになつた、是れ我民族の國家に對する忠愛の熱烈であることを表徴せられるものである。即ち我國家の常久を祈禱し祝福する一大信仰の證佐である、國之常立尊より地神七代を経て、諾冊二神が御出現になつた。古事記には、「於是天神諸の詔命以ちて伊邪那岐命、伊邪那美命二柱の神に、「是の漂へる國をつくりかため成せ」と詔りごちて天の沼矛を賜ひて言依さし給ひき」とある。それから諾冊二神が如何様にして、山川島國より諸の神々を御生みになつたかと言ふことも今は畧する。其御子様は天照大神、月讀命、須佐男命の三神が御生れになり、天照大神と須佐男命とが又神々を御生みになつた。此二神の御間柄の御事績の内に、又我忠道思想の基本となる御教訓が種々ある。其内にも最も著しいことは、天照大神の天岩戸入りの御事蹟である。即ち須佐男命の御

亂行に對する天照大神の御怒りと、神々の須佐男命追放斷行の如きは皆、正、直、誠、忠の規範を示されたのである、其所で須佐男命の懺悔改心の御事績が現れて來たのである。要するに我國の修理固成に當つて、少しでも邪曲偽惡の道の許されなかつたことが解る。かくして天照大神に依つて正義の國日本が固められた、而して此時代に已に我民族の大理想たる、忠誠のシンボルたる三種神器、即ち我皇國の三寶が整備せられたのである。三種の神器の事は前に述べたから今は重ねて述べない、又此時代に於ける神々の事績の中にも國民道德が淵源となれる多くの實例を見出すことが出来るが、其等も今は略す、例へば大國主命の御國讓りの事跡の如きも其一つであるのである。

ハ 神勅の内容

次で天孫の降臨となるのである。是は前にも提げたが、神勅の「葦原千五百秋之瑞穂國、是吾子孫可王之地也、宜爾皇孫就而治焉、行矣、寶祚之隆當與天壤無窮者矣。」に於て、最も明瞭に其内容を窺ふことが出来る。又日本紀に「惟神我子應治故寄、是以

與天地之初、君臨之國也。」ともある。

此神勅の文章の中で、最も主要なる意義のこもつて居る所は、第一は吾子孫可王之也、第二は就而治焉、第三は寶祚之隆天壤無窮であつて、此三點に歸する。つまり天祖の天孫に御教示になつた要點は此三點である。

其第一に依りて、我日本國は天御中主神、國之常立尊、諾冊二尊、天祖並須佐男命を経て、天孫邇々藝命に至る御血統、即ち我皇室の御血統の御子様が、可王之地である。他の者の横領を許さない先主權が決定せられて居るのである。

第二に依りて、我皇室の御政治はシラスの御政治であると言ふことである。シラスの事は前に述べた、即ち徳治主義である、王道の政治を御布きになるのである。併しこの徳治と言ふことは、餘儀なくされた意味のものではない、他動的ではない、皇室の血の中に含まつて居る「靈」に、先天的に含有せられたる働即ち機能であつて、徳が外から附加はつて來るのではない、天御中主神から精神的遺傳となつて、躍動して居るので

ある。換言すれば神の生命の本質なのである。之は前述の如く、歴代天皇の御事績が證明して居る所である。

第三に依りて、我國に於ける皇室の隆盛は天地と共に無限無窮である。即ち萬世一系であると言ふことである。之は前の第一第二と相照應して居ること、是亦今日までの歴史が證明して居ることであつて又將來もかくあるべきものなることは、歴史哲學的研究からして豫定することが出来るのである。

二、消極的樂天家の嘆語

多くの人の中には、天壤無窮などと言ふことは言ひ過ぎたことで、天文地理の學問から見れば、どうせ其内には此地球も冷えてしまつて、月のやうになつて人間など住めなくなるのだ、若しさうなれば天壤無窮も何もあつたものぢやない、と言ふ人もあるのである。如此人生觀を有つて居る人を吾人は消極的樂天家と呼ぶのであるが、此消極的樂天家の言の如きも、亦前に出たる神話無意義論者と同好異曲である、地球の熱が冷へ

て人間は住めなくなるなどと言ふ考へは、丁度基督が「天國は近づけり」と早鐘を打ち鳴らしたのと同じことである。眞に雲を掴むやうな話である、科學の教へる所は眞理だとしても随分遠い將來の話である、其んな遠い／＼將來のことなら今からそんなに消極的に考へずに、寧ろ釋迦のやうに、今後五十六億六千萬年を終ると彌勒と、言ふ佛が出現して來て、此世界を黄金淨土とすると言つたやうな積極的の希望を抱かしめる方が活氣が出て善いと思ふ。

何づれにしてもかゝる消極的樂天家の天壤無窮反對説は科學の悲哀に過ぎない、神話無意義説と共に、尊重するの要はない。

次には、進んで神武天皇の東征及建國と言ふ事に就て述べるのであるが、是等も人の皆精通せる所であるから今は略するが、神武天皇の其時の御理想も、神祖代々の御聖慮と異なる所なく、前に掲げた天皇の詔勅に明示してあるから、其は今重ねて擧げないことにする、如此して第二代綏靖天皇より順次今上陛下に及んで居るのである。

木 肇國大業の教訓

さて以上の我建國及修理固成に於て、吾人は何を教へられるか、歴史の事々物々から何を學び得るか、此點を少し顧みたいと思ふ。

第一には、我國は我祖先たる神々の御造りになつたものである、御生みになつたものである。

第二には、我國は國民の御先祖たる神々の御所有に屬する、即ち今日に於ては、其子孫たる皇室の御所有に屬するのである。茲に萬世一系、天壤無窮の意義が存する。

第三には、我皇室が先主權を御有ちになつて居るのであるから、他の如何なるものも此國を横奪することは出来ないと言ふことである。

第四には、事實に於て皇室以外の誰もが之を犯すものはなく、稀には外寇や内亂もあつたが其等は天が許さず、寧ろさう言ふことがある度に、皇室は大磐石の上に置かるゝやうになつたのである。

第五には、我國民は今後も其を尊重し擁護して行かなければならぬと言ふことの堅き信念を把持すべきことである。

以上に依りて、我大日本國は皇室の有であると言ふことを、國史の成跡が炳乎として明證して居ることが知れる。俗に「庇を貸して母家を取られる」と言ふ話があるが、其は取られた者もぼんやりして居るが、取つた方は何つれにしても赦されない。其は犯罪である。後から他人の家に入て來て其家の主人を追ひ出すとか、其家を奪取つてしまふと言ふことの言語同斷なるは今更ら言ふまでもない。今も其れと同様である、法律的にも道德的にも、此犯すべからざる此根本的觀念を誤解してはならない。之は我國民の先づ第一に最深く印銘して置くべきことで、之が我國民教育の第一着步で無ければならぬ、萬世一系と言ふことも、天壤無窮と云ふことも此所に其基礎が存するのである。

へ 萬世一系の信證

橘守部は、「吾皇大御國はもと天地初祭の時伊弉諾、伊弉冉二柱大神修理給ひて、四

海萬國の中天神地祇の御靈を鎮め給ふ塊區(マホラ)也、故天神御子尊無窮に所知看其補佐臣達も皆某々の神の御子孫にして凡人の種にはあらず…神の御末裔なり云云」と言ひ、

北畠親房は、「大日本は神國なり、天祖はじめて基をひらき日神ながく統を傳へ給ふ、我國のみ此事あり異朝にはたぐいなし云々」と言つて居る。

又山鹿素行も、「本朝者天照大神之御苗裔として、神代より今日まで其正統一代も違ひ候事無之」と言て居る、其他臣下にて如此ことを申して居る例は他に幾等もある。又後水尾天皇が、

ためしなやよその國にも我國の神の授けし絶へぬ日嗣は

と詠じ玉ひ、又明治天皇が、

神世より受けつぎし世は生みの子の末の末まで榮えゆくらむ

と仰せになつて居るのに依るも明である。又幼主安徳天皇を稱するに平家物語は、

「それ我君は天孫四十九世の正統、神武天皇より人王八十一代に當らせ給ふ、されば

天照大神、正八幡宮も我君を守り參らせ給ふらめ」

と言つて居るのを見ても、如何に亂世に於ても、我國民が我皇室の正統に就き専念擁護して居つたかと言ふことが解る。

ト 萬世一系と大御心

併し萬世一系天壤無窮と言ふことは、かゝる所有主權と言ふやうな法律的意思からのみ成立して居るものでないことは、從來の所説に依ても直ぐに推察することが出来るであらう。即ち我皇室の大理想が、忠道主義に存すると言ふことが基本となつて居るからである、眞の正義人道の上に御立ちになつて居るからである。一言にして言へば「誠」の道を御踐みになつて居るからである、此皇室の御忠誠は現はれては敬上慈下となるのである。敬上とは皇室の敬神崇祖であり、慈下とは萬民救済、萬物育成である。民を思ひ玉ふ大御心は前述の徳治主義である、是等の事も詳敷述ぶるまでもなく我史

實が證明して居る、今天皇の大御心を窺ふ爲に三四の聖語を拜察することにする。

後光嚴天皇は、

代を治め民をあはれむ誠あらば天津日嗣の末もかきらじ。

後醍醐天皇は隱岐御遷幸の際に、

あはれとはなれも見らむ國民を思ふ心は今も變らず。

後柏原天皇は、「前略、此心非一人天下、故覺昇平樂兆民。」

明治天皇は、

天つ神定めたまひし國なれば我國なからたふとかりけり。

我國は神の末なり神まつる昔の手振り忘るなよゆめ。

神つ世のみよの掟をたがへじと思ふぞおのが願なりける。(以上三首敬上)

埋火をかきおこしつゝつくぐと世の有様を思ひけるかな。

千萬の民と偕にも楽しむにます楽しみはあらじとぞ思ふ。(以上二首慈下)

と仰せになつて居る。如此聖慮は有名なる仁德天皇の御事跡や、雄略天皇の詔勅を始めとして、歴代天皇の御即位式其他の詔勅には、常に同様の御文章を拜誦することが出来、一に下萬民を思ひ給ひ、「民の心を以て朕の心とす」とか、「民の富めるは朕の富めるなり」とか仰せられ、全く至尊の御一身は萬民の心身に外なく、陛下は心身を空にして民を思ひ民を容れ給ふのである。この事は眞に萬國無比にして天皇の大御心の廣大無邊なることを拜察するのである、かゝる我皇室の至忠、至誠の御體現、上下に對する忠誠、大愛の御行爲が、歷朝一貫、少しも御變りなきに至つては實に恐懼の至りと言ふの外ないのである。

如此皇室の御忠誠こそ皇室の隆をして天壤無窮ならしめ、皇緒をして萬世一系ならしむる天理自然の動因であるのである。決して偶然ではない、其所に一大因由の存するものであることを知らねばならぬ。尙此事は我國民一徳の行動と相俟て其意義を一層明に悟ることが出来る。

要するに、我國體の要素は之を皇室の側に關係を有つて居る方面から見れば自ら二つの要素となる、即ち其一は皇祖皇宗の國を肇め給ふことの宏遠なることで、其二は皇祖皇宗の徳を樹て玉ふことの深高なることである。之を一言に縮めて言へば、我皇室の萬世一系なることに歸するのである。

加藤博士著 神道の宗教學的研究 二三六―二五〇頁以下

二 天皇の大御心と萬民の經濟生活

イ 實利主義者の聲

以上に依て、我皇室の大徳、大愛の御政治のことは大體解つたと思ふのであるが、其でも動もすると稀には之にも疑問を抱いて、自分等は何も天皇の御仁慈は頂かなくともよいとか、又御願ひしたこともないとか、向ふで勝手に心配して下ださるので自分等の知つたことでないとか、又別段之と云つて直接恩恵に預ても居らぬ、とかと言ふものもあると聞く。或は又陛下より時々何か天災地變等のあつた場合に、莫大の救助金

などを御下賜になつて居るけれども、自分等にはいか程のこともない。其が爲に生活が助かるといふ程のことはないから御禮を申す氣にはなれない、などの聲を聞くこともあるが、是等の人々も前に言つた神話無意義論者や、又は地球冷却論から來る天壤無窮悲觀論者と同じく物の理の解らない人物である。我天皇の御慈悲に對する無感覺者の如きは全く人の親切といふことを辨へない連中である。吾人は太陽の光や、井泉の水や、海洋の鹽といふやうなものに對してさへ其難有味を感じて居るのである、自然、無意識、非情の物質的生産に對してさへ、其恩徳を思ふのである。況んや有意的道德的の行爲に對して、こちらから頼まぬことだからして、先方の親切など難有も何ともないと言ふに至つては全く人面獸心である。かゝる連中には佛教の四恩の訓などは馬耳東風であらう。之を宗教的に見るならば、神や佛は衆生が無感覺で横向いて居つても、否な神佛を謗つて居るものにさへも、常に救濟の御手を出し給ふのである。親の慈悲とても之と同様である。

今我天皇の大御心も之と少しも異らぬ、相手が恩を思はうか思ふまいが、又徳に感じやうと否とに拘らないのである。恰も水が泉から湧き出て来るやうなもので、相手の心に依ては湧いて出ないといふやうなものではない。

□ 極樂水と牧師の法施

其慈悲の水は常に噴出して盛りこぼれて出て来るのである。昔小石川の久堅町の某寺に「極樂水」と言ふ井戸があつた。之は丁度今言ふやうに美しい清い水が絶へず湧き出て、井戸側からいつも盛りこぼれて流れて居るので、時の人之を極樂水と呼んだのである。我天皇の大御心も如此ものである、時人が極樂水と呼んだのは深い感謝の情の表現である。今我天皇の大慈大悲の大御心に對して之に何等の難有味も感じない、恩徳も感じない、其は先方の勝手の親切だなどと言ふ連中には、徳川時代の極樂水と言ふ名をつけた人々の心持が解らないのである。誠に困り者と言ふよりも寧ろ憐れな人間である。トルストイの小説の中にこんなのがある。一日公園を一人の牧師が散

歩して居た、すると一人の癩病の乞食が其牧師に施物を乞ふた。牧師はポケットを探したが其日は生憎丸腰だつた。牧師は懇ろに其乞食に蝦蟇口を忘れて来たことを告げて斷りを言つて、而して確つかりと其乞食の手を握つた。そこで乞食は涙を流して喜んで感謝した。今日まで如此親切な方に出會つたことがない、澤山の金を頂いたよりも餘程嬉しいと言つて御禮を言つたと言ふことである。

ハ 實生活と經濟生活

此話に依つて、前の無感覺者流でも少しは人の親切の難有味が解るであらう。佛教の語に、「佛力も業力にかなはず」といふことがあるが、罪業の深い人間にかゝると佛様さへ三舍を避ける。我天皇の大慈悲も罪業深重の連中には解らないのであらう。併し解らないと言つて捨て、置いては天皇の聖意に適はぬ、何とか教育して解るやうにしなければならぬ。其には前述の如き種々の教材を活用して、親切に恂々として説明したら幾等かづゝは領會するやうになるだらうと思ふ。勿論國家の政治と言ふものは

常に國民の實生活を主として顧みられなければならぬものである。國民の實生活と言ふものは必らずしも經濟的生活とは限らないが、併し大多數の國民の上にはまゝ實生活と言へば經濟生活となるであらう、少くとも經濟的生活となつて來る。それで主に國民の實生活は經濟的生活になるとして置かう。次に天皇の統治といふものはやはり政治である。小さい意味に於ける政治とは云へないかも知れないが、天皇の統治の中には國家生活の全體が含まれなければならぬから、其點から言へば天皇の統治は大政治といふべきであらう、而して其政治、大政治はやはり主として國民大多數の實生活即ち經濟的生活に關係して來可きであると云ふことになる。そこで前述の如く若し國民の中に天皇と自分等の經濟生活とは縁が遠い、殆んど交渉がないと考へるやうな者があると、國運進轉の上に一の齟齬を來すことになる。圓滿なる國政の進捗が望めないことになる。茲に一顧を要して來る。

二 皇恩の經濟的眞義

併し吾人はかう思ふ。我天皇の惠澤が國民の經濟生活に及ぶといふこと（吾人は實際に大いに及んでゐると見て居るのであるが）其事を、一々具體的物質的に現金主義に考ふ可きものであらうか。恐らくはさうであるまい。そんなに小さな汚い考であるべきものではないと思ふ。經濟のシンボルは成程金錢貨幣が表現してゐるけれども、眞に吾人の日常生活上の經濟といふこと、は目前に現はれる一圓二圓の金錢のみの問題ではなくて、吾々の生活をなさしめつゝある所の根柢の方が主となつて居るのである。換言すれば生活の背景となつてゐる方に大なる經濟關係があると思ふのである。一言にして言へば、家を出れば其々安心して職務に就き、家に歸れば、毎夜枕を高くして眠られるといふやうなことが、日常經濟生活の背景となつて居るのである。大戰後の露國、獨逸其他のやうに白晝盜賊横行するといふやうであつたら、懷中に百萬金を有つて居つても何にもならない。却つて生命までも危険である。

さういふと、又朝家を出ても働く職のない者が多い、夜家に歸つても十分足を伸ばし

て寝るに足る丈の餘裕のないものが多いので困るのだ、其等の大衆をどうすると云ふ反問があるかと思ふ。併し此問題は又別に論すべき事柄で、今の問題とは少し筋道が違ふと思ふ。よし關係があるとしても其は大なる社會政策事業であつて、其等の事を上御一人の責任に持つて行かうとするのは無理だ。勿論天皇は其等の者に就て畏くも恐らくは、日夜軫念深く渡らせ玉ふことであらうと拜察する。明治天皇は「埋火を搔起してはつくづくと世の有様を思ひけるかな」、又「一人身を顧るかな政助くる人はあまたあれども」と仰せになつて居る。いつの天皇でも皆常にかくあらせ給ふことを傳聞して居るが、其等に就ては國民各自が大いに反省して、互ひに相助け合ひ相戒しめ合ひして自律自制して行くべきことで、上御一人の宸襟を惱まし給ふことさへ恐懼の至りであるのである。我國に於ても大衆の中には隨分生活苦に逐はれて居る者もある、是等は何とかしなければならぬ、勿論彼等自身に於ても大いに反省と努力とを要する。吾々國民としては、日々比較的無抵抗に其仕事が出来、其職務が勤ると云ふ所に先

づ經濟生活の基本を見出さなければならぬ。現金の施與を受くることなどを、先に立てゝ考るやうなことは決して經濟生活でも何でもない、かゝる依頼心の強い乞食根性は、一日も早く撲滅してしまはなければならぬ。根本に我國民の實生活、經濟生活と云ふやうなことに就ても、考へ違つて居る者が少くないと思ふが、大いに反省し、正しき理解を以て、各自其職に勵み、放縱無頼の徒にならないやうにしなければならぬ。

ホ 國民統一の中心

尙是等の事に關聯して附け加へて置かなければならないことは、我國民の團結力の強いといふこと、其原因が何所にあるかといふことである。我國內に於ても昔も今も、政治上其他に於て、黨派が別れて、相當に軋轢してゐたことも事實である。今日とても其はある。併し全禮から云つて外國に比ぶれば、我國民は能く團結し、統一して居る方である。而して其原因は何所にあるか、と云ふと其は上御一人の天皇にあるのである。此萬世一系の皇室の存続といふことが、吾々國民の統一の源動力となつて居

るのである。其は歐米列國でも、夫々其國に於て國民統一の中心點といふものはある。即ち各國の皇帝とか、國王とか、大統領とかは其である。けれども夫々の成立が、我國とは大いに異つて居り、其結果が又大いて異つて現はれて居ることも、從來度々述べた通りである。故に外國では我國のやうに團結力が強くない。皇帝や、國王にしても多くは名ばかりである。所謂飾りものである。又大統領といふものは如何にも國民の衆望を擔つた中心勢力のやうであるけれども、能く考へて見ると、之は多數黨の中心となつて居る丈で、國民全體の輿望の中心とは云へない。丁度支那の古來の朝廷のやうなもので、反對黨の方からは寧ろ怨をさへ買つて立つて居るのである。故に是等と我國の一君萬民の國體とは全く同日の論ではない。

然るに我國民の多數は平素無意識的に過して居つて、何等の恩徳をも感じて居らないのであらう、恰かも毎日平穩な時には太陽の難有味に氣がつかずに暮して居るのと同様である。彼の我日本人にして海外に遊びし者の、其後の態度を見ても解る。明治維

新前後の歐米留學者等は多くは西洋心酔に陥つた。次で日露戦争後の其等の人々は餘程變つて來て、寧ろ、海外に行つた爲めに我國を愛し我國を得意がるやうになつた。次に最近の世界大戦後の其等の人々は、殆んど凡てと言つてもよい位、我母國を禮讚し、日本國に生れた事を感謝して居る。初と終では全然反對である。明治維新前後に於ては我國が餘りに歐米の文物に遅れ、所謂未開國であつた爲めに、知らず識らずの間に歐米心酔に陥つたのである。然るに日清日露の戦役を経て漸次我國民の自覺時代に入るに従つて、母國を思ふやうになり、母國の特長に覺醒するやうになつたのである。而して今日に於ては我國が世界文化の再建者であるとともに自重するに至つたのである。國に居る間は國の難有味が解らない、國を去つて始めて母國の難有味が解ると同様である。古來風樹の歎と云つて、親の恩を思ふやうになつた時分には親居まらずで、親の世話になつて居る時代に、親の恩を思はないのみか、中には厄介視する者すらあるのである。

今我天皇の恩澤に對しても同じやうなことが國民のあるものには考へられて居るのである。此點に於ては、大いに戒慎しなければならぬ。我國民の眞の團結力、統一力と云ふものは此萬世一系の恒久不動の皇室のあるによりて發するのである。茲に偉大なる力を以て國民全體の結束が出來て居るのである、皇室の御蔭によりて、我國民が益々一致團結して、堅き信念を以て我民族の理想を實現して行くことが出來るのである。此統一といふことは凡てのものゝ生活の中心の力となるもので、人生の上に於ても、人格の上に於ても、根本要求としての統一があるのである。國家生活に於ても同様である。我國家生活に於ても、あらゆる活動の終局の統一を要する、其終局の統一、中心が皇室にあるのである。丁度、遠心力と求心力との關係を成して國運を進轉せしめつゝあるのである。國民自身は自己主義に流れて、四散せんとする傾向のある者である。其を皇室の求心力に依つてしつかりと結束して居るのである。米國が近頃頻りに米國魂養成に熱中して種々の工夫を凝らして居る、國旗中心主義の如き其隨一

であつて、青少年軍事訓練も亦其一である。如此一生懸命になつてやつて居るが、仲々旨く行かぬらしい。其は異民族の寄合世帯である上に、中心がないからである。國旗丈では結束力が弱い、其は全く我國の皇室の如き中心統一力がないからである。我國は之に比すると、非常に幸福なる國柄であると言はなければならぬ。親の心子知らずで、恩愛に狎れて手を噛む飼犬の如き者となつては困る。空氣を厄介視する鳥や、水を邪魔者扱にする魚は遂に自ら亡ぶるの外はない。吾人は能く常にもものゝ眞因を確めることを忘れてはならぬ。

へ 統治總攬の意味

然るに尙質問する者があつて、我天皇の恩澤といふものは以上の説明に依つて大體理解は出來たとしても、實際に於て、天皇は政治を見てお居ではなつて居ないやうぢやないか、唯宰相百官だとか、元老顧問官等の協議などに依つて政治が行はれて居るので、天皇は虚器を擁してお居でになるのぢやないか。其は丁度、幕府時代の皇室

と大同小異ぢやないかと言ふ疑問である。此疑問も通俗的にはそう考へられるが、是亦一知半解である。天皇が政治をお執りになるのは、之は政治を總攬遊ばすので、決して事細大となく、一々政務に御關係になるのではない。其は又さうあるべきもので、一國の君主天皇が、一々局部局部の政治を詳細に渡つて御攬になると云ふことはあるべきことでない。天皇は全く國勢の大局を御攬になり、イエースとか、ノーとかに決定になればよいのである。問題が複雑になればイエース、ノー丈で済まぬ事もあらうが、大體は一言最後の御裁斷さへなさればよいのである。其が前にも言つた大政治である。小政治でないのである。そんなことは總理大臣さへ一々小さな事には關係して居れないのである。況や今一々個々の大臣や、政務官、事務官のやうな事柄と同一視して、天皇の統治といふことを解釋して居ては困る。此事も人の誤解し易い事ではあらうが、是以上説明しなくとももう十分であらうと思ふ。

永田氏著

平易なる皇室論

八〇―八三頁

三 君民一體の國體

イ 我が國民の大家族生活

次には進んで、君民關係に就て少しく述べやうと思ふ。先づ第一に我國に於ける人民がどうして出來て居るか、即ち我國の起源如何と云ふ問題に就て考へて見るに、之も殆んど衆人已知の事實であるから、今詳敷は述べないことにする。其結論を言へば、我國には古來皇別、神別、蕃別の三種類あつて、皇別は皇室より出たもの、神別は皇室の臣家の出、又は國津神の出である、蕃別は海外よりの移住者即ち歸化人の末である。此神別と言ふものには、所謂高天原より皇孫に隨從して降つて來た人々もある。其等の祖先になると是亦皇別と考へるべきではないかと思ふ。よし其等が皇別でないにしても、古代より今日に至るまでの間に於ては神別は言ふに及ばず、蕃別さへも皆我皇室より出でたる血潮の中に沿化せられて、今日に於ては、凡てが同一族として少しも區別すべき所がないのである。即ち我國に於ては綜合家族制が成立して

居るのである。皇室は各家族の宗家である、吾々個々の家族は小家族である。源平藤橘は中家族である、國家全體が大家族となつて居るのである。皇室は其の總本家である。天皇は大家族の長であるのである、父である。我等國民は其子であるのである。以上は血液の上から物質的に見て、國民凡てが同一血統に成りきつて居ることを述べたのであるが、其と同時に、我國民全體が精神的にも實際かく信じて疑はないのである。多くの中には比較的新しい混血兒も居るであらう。此頃も長崎邊に行つて見ると、確に其證跡があり／＼と見へる。けれども其等の比較的新しい被同化民も、今日では皆日本國民として堅く自ら信じきつて居るのである。而して其を得意として居るのである。此精神的に同一血統になつてしまつて居るといふ信念の確持といふことが、非常に尊重すべき事柄である。此堅き自信と、誇り居る得意とが、我國民をして積極的、發動的にならしめて居るのである。七千萬の國民は、皆皇室の同一血潮を以て化生せられたる一家族であると云ふ信念と得意、此偉大なるブラウドが我國民精神の根本中心を堅めて居るのである。

□ 君民共に萬世一系

其我國民精神の根本中心とは何か、即ち忠道である。惟神道である、我民族の大理想である。茲に於て吾人は知る、我國家に於ては皇室が萬世一系であると同時に、我民族も萬世一系である。少しく言奇矯に渡るやうであるが、實際である。皇統の清い血が萬世一系として皇室の内に流れて居るが、民族の血も、亦其皇室の清い血潮の流れを受けて居るのである。民族の一人一人に其血を分け與へられてゐるのであるから、皇室の天壤無窮は、我國民も天壤無窮でなければならぬといふことになる。本々が忠道である、天皇が大忠の體現者である。天皇即大忠であると同時に、國民も忠の體現者である。我國民即ち忠であるのである。換言すれば、天皇と國民とは異體同心である。畏れ多い言方ではあるが、研究的にはかく言はざるを得ないのである。勿論臣民各個の生命は最初から天皇に捧げてあることは言ふまでもないことである。

八 君民一體

茲に於て我國にては肉體的にも、精神的にも、皇室と國民とは一體であるといふこととなる。即ち、君民一體である。明治天皇が「罪あらば我を罪せよ天つ神民は我身の生みし子なれば」と、詠み給ひたるは勿體ないことではあるが、天皇の大御心はそこにあるのである。

又雄略天皇や、大正天皇が、

義に於ては君臣 情に於ては父子、

と仰せになつたのも同様であり、國民の等しく皆知れる所で恐懼し居る所である。其他、歷朝の天皇におかせられても、之と大同少異の御言葉を夫々仰せ出されて居るのである。月一天に昇りて影萬水に浮ぶ、上至尊の此御精神は下萬民の心底に透徹して居るのである。これ近衛信輔が、

君も臣も心あはせて治むてふ世の聲しるし庭松の風

と詠んで居る通りである。

如此我國民は血肉の上からも、精神の上からも、全く同一系統に堅くなつてしまつて居るのである。是は決して他の諸外國に見る能はざる一大特殊の現象である。故に我國の萬世一系と言ふことは、我民族の大理想、大信念の事實となりて現はれたる象徴であるのである。換言すれば、萬世一系は我大和民族の把持せる一大哲學の表徴である、證明であるとするべきである。單なる偶然の現象でなく、深き意義のある哲學的表徴である。原理、原則に因りて生起し成立して居るのである。君民一體、至忠至誠の大徳の表現が萬世一系といふ形相となつて、未來永劫に繼續するのである。是れ彼の佛國の自由、平等、友愛、英國の自由、米國の正義人道等の如き、表面は立派であるが、其實際の行爲に於て裏切て居るものとは、餘程異なる所があるのである。即ち吾人が前に萬世一系といふこと其ことに、深き意義の存するものありと言つた所以である。此點は再三再四、能く熟讀玩味して貰ひたいのである。

二 新附民の取扱

此問題に就いて、然らば新附の民などはどうかといふ疑問があらうが、今面の當り此新附の民に遭遇したからさう思ふので、昔の事を想像して見れば、直ぐ解決する問題である。昔だつて新附の民が澤山來た時には同じ心配があつたに違いない。其が時間の経過と共に、解決してくれたのである。今日程の多數ではなかつたかも知れないが、其代り今日の日本國民の數も、昔から見ると非常な違いである。新附の民も多數だが、同化する我母體も多數になつて居るから同じことである。大いに新附の民を血肉上からも精神上からも同化しなければならぬ。又從來のやうに、皇徳の餘澤を以て之を化するならば、決して今後とても難しいことはない、朝鮮に對しては、古代の歴史的资料を示して、能く教導しさへすれば、存外容易に理解し納得するであらうと思ふ。要は何所までも我忠道主義に依つて皇化に浴せしむるにあると思ふ。

四 君臣分位の國體

イ 我が天皇の特殊の御位置

以上に依つて、我國家の特徴たる君民一體といふことが明になつたが、茲に又吾々國民の特に反省戒愼しなければならぬ點がある。其は他でもない、前に一言述べて置いたが、君民の分といふことである。君君たり、民民たるの道である。我國は一面に於て、君民一體たることは、血統的にも、精神的にも明證されるのであるが、他の一面には、君はどこまでも君にして、臣下が君位を侵すことは出来ない。即ち恰かも親子一體だからと言って、子が親の位を侵すことの出来ないのと同じことである。是れ天地自然の理であつて、又人倫の大道である。此點を徳富蘇峯氏は面白く譬喩を以て説明して居る。西洋其他諸外國の元首と國民との關係は人と帽子との關係であるが、我國民と天皇との關係は身體と頭首との關係のやうなものである。帽子は取りかへることが出来るが、頭首は取りかへることは出来ない、と言つて居るが、誠に其通りである。聖徳太子が、

君則天之、臣則地之、天覆地載、四時順行

又「君ニ二君無ク民ニ兩主無シ」

と仰せられ、又孝徳天皇は大化革新の詔に、

天覆地載、帝道唯一

と仰せられた。嚴として犯すべからざるものがある。明治天皇も、

葦原の瑞穂の國の萬代も亂れぬ道は神ぞ開きし

と、仰せになつて居る。神代に於ける須佐男命の御罪跡の如きも、やはり此原則の動かすべからざることを證明して居るのである。我國に於て是亦古今一貫の道である。

彼の道鏡の事件の際和氣清麿が、

我國開關以來、君臣定矣、以_レ臣爲_レ君 未_レ之有_レ也、天之日嗣必立_レ皇儲。

と直言した如き、全く萬古の鐵則である。是等のことに就ても今詳敷述ぶるまでもなく、國民の等しく熟知して居る所である。前にも述べた如く、古來二三の史跡あるに

しても一として罪事の成立した事なく、寧ろ其が爲に益々我國民の信念と團結力を強くしたのである。幕府の勢力が加はつてからは、時に皇室の御衰微を來たしたことはあるが、何時の將軍と雖も、天位を侵したものはなかつた。信長の尊皇心の深かつたことは事實か證明して居るが、豊太閤の如きも、どこまでも皇室を立て、二心なかつたことも明である。源實朝の如きも、

山はさけ海はあせなん世なりとも君に二心我れあらめやも

と、歌つて、皆我臣民の二心なきことを證明して居る。徳川時代に至つては、益々尊皇心が勃興して、遂に明治維新を持來たした次第である。

明治維新後に於ては、全く古代の如く一君萬民の實を擧げて居るのである。時に幸徳秋水、難波大助の如き徒も出たが、是等は全く西洋の思想に囚はれた一知半解の致す所で、恐懼至極であるが、一面社會及教育界にも責任あると思ふ。

□ 高官先輩の省誠

實に是等のことに關しては、國家の爲政者は勿論、宮中に奉仕する者、貴衆兩院議員、其他社會の先輩たるもの、一言一行は、十二分の省慮と戒慎とを要するのである。少年青年の思想及行動といふものは、社會の先輩や、地位の上にあるもの、言行に依つて、支配せられる所が頗る大であるのである。學校の教育もであるが、逆に惡しき方面の感化は、學校以外の社會の感化の方が強いのである。大臣高官の行動等が色々と民間に洩れ來つて、之が少年青年の血を湧かしむるのである。吾人は若しかゝる大臣、高官、議員等に於て、萬一にも青、少年に惡模範を示教して居る様なことがあるとしたらば、これこそ皇室に對する大不忠と言はなければならぬ。喉元過ぐれば熱さ忘るゝで、自分等が上級に位置するに至つたからと言つて、下萬民を犬猫のやうに思つて勝手な振舞をなすに至つては、全く未來の國民たる青、少年を惡導するものにして、學校教育の仕事を徒勞ならしむるものである。實に是れ至尊の聖意に反し、却つて聖慮を惱し奉るものと言はねばならぬ。必ずしも高位大官に限らぬ。一日でも青年

に長たるものは、等しく戒慎省慮して陛下の宸襟を安すんじ奉るやうにしなければならぬ。

ハ 君民一體と一君萬民

吾人は前に國體を皇室の側から見た場合の要素を、一言にしては萬世一系であるが、分くれば皇室肇國の宏遠なることと、其樹徳の深高なることになると言つたが、今之を民臣の側から見た時には、要するに我臣民の克忠に克孝なることと、億兆心を一にして世々其美を濟して來たこととの、二に分けて考へることが出来るのである。これ我臣道であつて、上皇室の萬世一系に對して、下臣民の時間的にも、空間的にも忠誠無二なることを以て、國體の精華とするのである。即ち一面君民一體の道と、他面一君萬民の道とが、歴然として相對立し、而かも此二道は一道の内外兩面に外ならないのである。君民一體は内面的潜在的理想であつて、即ち忠道の共通普遍性なることを示し、一君萬民は即ち皇室の萬世一系であつて、其共通普遍性の表面的象徴とし

て、萬古不朽なることが、形相の上に證據立てられて居るのである。此内外一致、表裏一貫の本體こそ、即ち我大日本の國體であるのである。性相一致の處に國體の活動が現はれて居るので、而して其國體の力用の方面が克忠、克孝の實際活動となつてゐるのである。即ち是れ吾人の言ふ國用である。故に國體の全部は、國用の克忠、克孝の實際活動を俟て完成するものと見なければならぬ。吾人は續いて國用の問題に移ることにする。

第九章 忠孝一本と其効用

一 臣民と國民

以上に於て論述したる事柄は、先づ第一に我國體の根本觀念として、我民族の大理想たる忠道に關して述べ、次で、其忠道が我國民の上に、血ともなり靈ともなつて、今日まで傳はつて來て居り、上皇、室の上に萬世一系の象徴となつて證明せられ、下、萬民は億兆心を一にして世々其美を濟し、以て忠道の聖業を翼參し、茲に君民一體の實質を示し、而も君臣の分を亂さず、天地自然の法則と人倫道德の規範とを克く守つて來たことを述べたのである。即ち國體の總括的源論より出で、其内容成素たる國性及國相を論じ終つたのである。これから國用即ち我國體の實際活用たる克忠、克孝の本義を述べやうと思ふのであるが、其前に當つて上述の總括的觀念を他の方面よりして今少しく明にして置きたいと思ふ。尤も此事は上來屢々機會のある度に其に觸れて述べて置いたの

であるから、此所には至極簡単に纏めて置く事にする。

吾人は上來我國民のことを國民と云つたり、臣民と云つたりした。是は言語の明確を缺いてゐた。先づ第一に之を明にし度い。國民と云ふのは其國內に住居する少くとも其國に籍を置いてゐる住民が皆入るのである。臣民と言へば君に對する語であるから、君臣と續く字の其臣である。今日の我國に於ては國民と言っても臣民と言つても何等異がないものと直ぐ感知し得らるゝが、僅か六七十年前の徳川時代に於ては、臣と云ふ字は國民とは同一には通用しなかつた。臣即ち家來となると、大名小名の下に屬する所謂藩士であつても皆臣であつた。大名小名の臣である。即ち大にしては徳川の臣であり、小にしては島津の臣、毛利の臣、前田の臣といふことになる。天下の直臣などと言つたつて其は徳川の臣下のことである。だから「我君」といふ言葉も其々自分等の大名を呼ぶに使用して居つたのである。其所へ行くと今日では我國の臣下とか臣民とか言へば、皆一君萬民の關係の臣である、陛下の臣である。要するに臣と言ふ字

は君と言ふ字に對して居るものであることが解かる。

然るに、國民と呼ぶ場合には必ずしも、君臣の關係を意味するとは限らない。我國に於ては臣民と言はふが國民と言はふが、皆陛下の家臣であり、一君萬民即ち陛下の國民であるが、外國に於ては國民といふ字は臣民といふ意味とは違つて用ゐて居る。少くともさういふ場合が多い。是れ我國とは餘程異なる所である。我國に於ては國民は皆臣民である。故に國民といふ字を使用しても、其臣民、陛下の臣民といふ意味で以て用つて居るのである。臣民ならざる國民が我國にはある譯のものではない。

二 天皇と我同族同胞

併し、日本人とか、日本國人とか、我同族又は我同胞とかと言へば、皇室の方々も其中に入り、又畏くも 天皇とてもさういふ意味からは、同族、同胞の御一人と申し上げてもよいかと思ふのである。但し君臣分位の嚴として存することは前述の通りである。若し、如此、天皇も同族、同胞の御一人として奉ずる時に、臣民は七千萬人あり、

天皇は御一人のみである。皇室の方々を加へても百人未滿である。さうすると、量の上から見たらどうなるか、と言ふに、其は天皇御一人は、下萬民を無限絶對に悉く御包含し給ふのである。一イークオール萬民である。其ことは前にも述べて置いた如くに、天皇には私心無く「民の心を以て朕の心とし」とか、又「民の富めるは朕の富めるなり」と仰せられて居るので明である。又吾々臣民に於ても、一身は鴻毛よりも軽く、最初から陛下に捧げてゐるのである。全く吾々は陛下の有である。而かも此關係はいつの世になつても變らぬ。この御一人の力は無限絶對である。故に天皇御一人と下萬民とは槓杆にかけると兩方平均するのである。吾人が天皇も同族の御一人であらせられると言つたからとて、此點を誤解して天皇は七千萬人分の一であらせられると早合點してはならぬ。天皇は御一人である。臣民は $a_1 a_2 a_3 a_4$ と澤山ある、 a_n まである。其にEが加つてイークオール日本同族となる。Eは天皇である。

$$E + a_1 + a_2 + a_3 \dots a_n = \text{日本同族}$$

である。此最初のEは無限絶對に全臣民を包容する力を有つてゐるのである。又活かす丈の力を有つて居るのである。此Eなしには我國家は成立しない。此Eは最初より決定して居るもので、 $a_1 a_2 a_3$ 等よりも前に存在して居ることが解る。又此を圖に依つて示すと、次の如き關係となる。

第一圖 同族同胞

同族 天皇臣民

第二圖 天皇御一人

臣民 七千萬人

第三圖 天皇臣民

第四圖 國家

國家 同族

第五圖 國天同
家臣民族

右の如き關係になる、(同族とあるは日本同族又は同胞と同義にして狹義に考ふべからず。上圖の圓形は皆同じ大きさなり) 第一圖に於て同族同胞の大きさは天皇と臣民とを合したものである第二圖に於て天皇の大きさと全臣民の大きさととは等同である。第三圖に於ては臣民は皆な天皇の御腹内、御體內に入つて居るのである。異體同心で臣民は皆天皇の子である。分身である。第四圖に於て國家は其國人の全部に依つて成立して居るのであるから、國家の大きさは國人の大きさと等同である。第五圖は前四圖の結果として當然かく成る可きである、ことは明識し得られる。

三 君と民と國家とは三位一體

今若し一般用語に従つて便宜の爲め國民と臣民の語を同様に使用するとすれば、以上依つて我國家と國民と天皇とは一體となるのである。即ち天皇と國民と國家とは

三位一體である、即ち國家も國民も皆な天皇の御體である。故に前述の如く、我國體の根本要素としては、天皇と國民(臣民)と國家との三つでよいのである。此三つが同量同質の同一體であるのである。而して忠道は天皇其ものであり、我國其物であるので、忠道を無しにしては我天皇もなく、我國民も無いことになるから、わざ／＼道とか神とかを茲に附け加へる必要はない。忠即道道、即ち神であつて、神は天皇の靈であるから、靈の無い天皇はない。故に我國體を論ずる時に天皇の前に神とか、道とかをわざ／＼記載する必要はない。觀念を明晰にする上からは參考になるけれども、國體の要素として擧げる場合には「天皇」丈でよい。天皇は神であり、道の體現者であることは言ふまでもないことである。わざ／＼神だとか、道だとかを掲げて來ると、何か他から持つて來て附け加へるやうな誤解を來す虞れがあつてよくない。我國體の要素としては、上に萬世一系の天皇あり、下に忠良なる國民(臣民)あり、此君民の合體に依つて構成せられて居るものが即ち國家である。かく三要素丈を明確に示し、而して其

は三即一、一即三の關係にあるのである。而して其三を一貫した根本原則が忠道である。これ即ち神ながらの道であるのである。

以上に依つて國性、國相が國體とどういふ關係になつてゐるかといふことが、幾等か尙明になつたかと思ふ。これから國用論に進むことにする。

四 忠 孝 一 本

國用即ち國家の働又は國民の働きといふものは、從來も度々出たやうに、「克忠克孝」といふことに結實するのである。併し「克忠克孝」といふ語は、教育勅語の上に明らかにあらはれてゐるのであるから、先づ初めに教育勅語の上から此忠孝の意義を解釋して行かうと思ふ。

教育勅語を拜讀すると、「克忠に克孝に」と最初にあるが、此一段は此勅語の總序とも言ふべきで、一文の大眼目である。故に其次の段に、「爾臣民父母に孝に兄弟に友に云云」とあるけれども、忠と言ふ字は再び出て來ない。だから此に由つて見ると忠は

第二段にある徳目、即ち孝、友、和、信等とに對立すべきものではない。忠は其等の徳目の總てを包含して居るものと見るべきである。即ち前に述べた如く、直接的即嚴格には天皇に對する忠といふ徳目になるのであるが、汎意的には忠とは、天皇の御名の下に、夫々の道に勵み、職に努むることを云ふのである。然らば「克忠に克孝に」とあつて、孝は前段にも次段にも出てゐるのはどういふ譯かといふに、是は孝が第二段に父母に孝にと明瞭に出て居る以上、後の場合は一般に云はるゝ孝であつて、前の克忠克孝の孝は忠の内に含まる可き孝、即ち大孝を意味するものと見るべきである。忠と孝とは並べ擧げられては居るけれども、此場合の孝は忠の意味を一層強くする爲の孝である。忠を離れない孝である。茲に我國特有の忠孝一本と云ふことが生じて來るのである。支那でも忠孝一致など、云ふ語はあるが、支那の忠孝一致は孝が本となつて居る。我國の忠孝一致又忠孝一本とは忠が本となつて居るのである。其意味が教育勅語の文意に於て拜察せられるのである。茲に於て忠の字は勅語の文意からは廣く

取るべきであるといふことになる。之は陛下の方から仰せになる場合には當然さうなることであらうと思ふ。故に父母に孝に以下義勇公に奉じ等となつて、其終りに「斯道は我皇祖皇宗の遺訓にして子孫臣民の共に遵守す可き所云々」と仰せられ、最後に「威其徳を一にせむことを庶幾ふ」とお結びになつて居るのである。此「一徳」と言ふことが、即ち忠であるのである。又誠と言つてもよいと思ふ。總ての徳を統合したものである。軍人勅諭には「誠」に始つて「誠」に終つて居る。忠誠の一徳と言ふ點に於ては、教育勅語も軍人勅諭も同一であつて異りないことゝ拜するのである。要するに、忠に廣狹の二義あり、孝に本末の二義あることになるのである。

吉田博士述 國民道徳の學理 六七—七四頁

五 孝の本末二義

忠に廣狹の二義あることは前に大分詳しく述べたから今は略するが、孝に本末二義あることに就て少しく述べやうと思ふ。前にも言つた如く、支那風の忠孝一本と言ふ

場合には孝が本となつて居る。國內個々の家族内に行はるゝ孝が本で、其から推して忠即ち天子、國王に對する道を類推するのである。勿論我國に於ても普通、一般民衆に説明する場合には、かゝる意味の孝から出發する。又青少年少女等に對する場合も同様にする。併し此は説明の便宜の上のことである。其が本義と言ふ譯ではない。無教育の輩に對してはかくするしか方法がないからである。一種の方便である。我國に於ては前々から度々述べて來たやうに、根本に國家成立の順序が諸外國とは違ふのである。諸外國は民あつて後に君あるので、君は國民生活上の便宜から立てられたものである。我國はさうではなく、君あつて後に民あるのである。民は凡て皇室の子である。清原博士は「我國は一國の主權者が同一民族の中心より起つて、同一の領域を悠久永恆に統治し給ふのである。又之を歴史的に見れば製造したものでなく、成長したものである。而して其成長の本源は我民族の大宗たる皇室に存するのである」と言つて居る。即ち國を擧げて皇室の一家族である。國即ち家である。直に國家の名に相應しい國は我國丈

である。諸外國は國とは言へるが、國家（クニイエ）とは言へない。其實がない。我國は國即家で、國民は一大家族員である。故に忠と孝とは全く一致するのである。皇室は一大家族の宗家であるから、皇室に對する道は孝である。若し質量の大きさと言ふ上から言へば、大孝である。大孝といふ言葉は神武天皇が建國の詔に、「天神を郊祀して用て大孝を申す可し」と宣ひてあるが、之は天皇の忠道であつて、上に向つては敬神崇祖の大孝、下に向つては救世濟民の大政となるが、向上的態度から言へば同じことである。吾々の個々の家族の、子が親に對する道が孝なれば、國民が皇室に對する道は大孝となる。即ち皇室に對する道を普通は忠と言ふが、此に依れば、大孝即ち忠と言ふことになる。孝を主にすれば忠は大孝である。忠を主にすれば大孝は忠であるから、孝は忠の内に含まれる。其他忠孝一本の道に就ては色々の説明が出来るが、此點が何よりの根本觀念となるのである。我國に於ては、今日の如き一大國家となつて多數の國民となつた場合には、皇室に對する道は忠と稱すべきであるから、其點から言へ

ば、孝は忠の内に含まれると見るのが至當である。殊に我民族の大理想を忠道主義と見るからには、尙更孝は忠の内に含まれ、忠を以て國民道德の主徳と見るべきが當然である。勿論、吾々の個々の家庭的に行はるゝ孝と、君に對する忠とが一致することは言ふまでもないことであるが、其等の根本となる通念は此所に存するのである。

六、忠孝一本に關する諸説

我が忠孝一本に就ては古來幾多の説が出て居る。今其一々を解説する餘裕を有たぬが、幸ひ清原博士が纏めて列擧して居られるから、此所に引いて参考に資する。

1. 忠孝共に同じ誠から出てゐる事。
2. 國家全體が綜合家族制度であるから、一家内に於て家長たる父に對して孝を盡くすことゝ、國家と言ふ綜合家族の家長たる天皇に對して忠を盡くす事とは其意義同一であること。
3. 歷史上我國民は昔から忠を以て一貫し來た國民であるから、其子孫たる吾々が

今日君に對して忠を盡すことは即ち父祖の志を紹き、之を大成する所以であつて忠を盡すことがやがて孝道を完了する譯になること。

4. 大體に於て我々の家は皇室から分派したものであると見做されて居る。故に直接父母に盡す所の孝道を推し廣めて祖先に及ぶときは、遂に我皇室の祖先に達する。其皇祖の延長であり、皇祖の靈の表現者であらせられる君に對して忠を盡す事は、我父祖に對して孝道を盡す事と同一であること。

5. 我が一家に於て親に孝を盡すことは、家族内に於ける我本務を完了し、一家の秩序を保ち、一家を齊へて國家に貢献する所以である。孝を盡すは、其究極の目的が此國家に貢献し、君を安んずると云ふ所にあるので孝は即ち忠である。直接君に近侍する事の出来ない一般臣民は、斯の如き方法を以て忠を盡す外は無いのであると云ふ事。

6. 國を愛し、君に忠なること、家を守り、父母に孝なる事、皆相俟つて國家の組織を鞏固にして居ることであるから、其結果から見て忠孝は一致するものであると云ふ事。

ると云ふ事。

7. 吾人の祖先と皇室の祖先とを溯れば、悠久の古に於て一所に合する。我々が父母に従順なる至情を押して先祖に及ぼし、又皇室に忠なる誠を押して其御祖先に及ぼす時は、其極は一所に合する。此意味で忠と孝とは畢竟一致するものであると云ふ事。

8. 我國家體制の上から云へば、皇室は本系であり、宗家であり、總本家である。我々の家は支系であり、別家であり、分家である。従つて天皇及び其祖先、其子孫は吾々臣民の家親であるから、其恩恵に對して爲すべき吾人の德行は、兩様の意味、二種の作用を兼ね併する事となつて、君と親とに對する行を併合するものである。即ち之を忠と言ふ事も出来るし、又孝と云ふ事も出来ることと云ふ事。

清原博士著 日本道徳論 三九八—三九九頁

七 我忠孝觀念の哲學的考察

尙此事を哲學的に解するならば、我國民性は集團本位である。西洋は個人本位である。我國は無我主義又は大我主義であるが、西洋は主我主義である。此點が東西、殊に我國民と西洋人との間の著しき相違の點である。我國は（東洋と言つてもよい）物を全體的に見る特性を有つて居るが、西洋人は物を部分的に見る特性を有つて居る。我國は綜合的觀察に長じて居るが、西洋人は分析的觀察に長じて居る。我は直觀的であるが、西洋人は分類的である。我は悟る方であるが、西洋人は知る方である。我國民は情意的活動の分量が多いが、西洋人は理性的活動が多いのである。我國民は哲學的であるが、西洋人は科學的である。かくの如く兩者の性向に殆んど反對的の相違がある。兩者各々長短があるから、決してお國自慢ばかりしてはならぬ。併し特長はどこまでも特長である。最近西洋にも精神科學の方面に於て、形態的研究が著しく勃興して來た。形態學的研究とは物を綜合的、總括的、直觀的、悟り的に見る態度を云ふのであつて、西洋人が東洋式學風をとり始めたのである。我國民が分類的、科學的研究に

缺陷を有つて居るならば、其邊の頭をも作らなければならぬが、少くとも東洋人殊に我國民の特長とする形態學的研究態度の美點は、之をどこまでも發達せしむるがよい。要するに我國民性は部分的でなく、團體的である。主我的でなく、大我的無我的である。無私の語が誤り易ければ、破我的であると言はふ。此破我的、大我的、團體的民族なる我國民には個々の家族内に行はれる小孝が前きに立たずして、集團的大家族内に行はれる大孝即ち忠が主本となるのは當然である。清原博士は次の様に云つて居られる。日本國家我の中心は即ち天皇であつて、國民が天皇に絶體奉仕をすると云ふことは、國民全體から成つて居る國家我の中心を天皇に集むるのである。天皇が國家我的表現人であらせらるゝと云ふ實を擧ぐる爲の一の手順に外ならないのであると。誠に其通りである。

又此は理論の上ばかりの問題でなく、實際かくの如き綜合的大我的家族生活を成し來れるものが我國家（クニイエ）である。事實である。體驗である。理論と實際との

一致である。理事一致である。忠孝一致は我國に於ては理事一致である。君民一體も理事一致である。

理事一致と云ふ事も西洋人は理窟や言説に主點があるのであるが、我國民は事實、實際、實行が主で、理窟は第二である。言説の方も第二である。神ながら言あげせぬ國である。學問よりは實行と云ふのが我國民の特性である。故に古來我國民が「其譯は知らぬけれども實行はして居る」と云ふ事は種々の場合に發見する。如此我國民は綜合的、直覺的、集團的、實行的の特有性を有して居るのであるから、忠、忠道、忠孝一致と云ふことのかくあるべきことが偶然でないのである。要するに忠孝一致と云ふことは我皇室を宗家とする綜合的、國的一大家族制であると云ふ事から來るのであつて、遂に忠孝一本といふ事に歸結するのである。而して其は前述の如く血肉的、物質的方面からのみ來るのではなく、殊に精神的信念の上から來るのであることを忘れてはならないのである。これ吉田松陰が「君臣一體、忠孝一致、唯我國を然りとす」

と言つて居る所以である。

西田博士著 善の研究 二四—二六頁 三五—四二頁

西博士著 倫理學の根本問題 六〇—九四頁

吉田博士述 國民道德の學理 八六以下

八 忠孝の内外に於ける文化的効用

吾人は上來「克忠克孝」といふことが「忠孝一本」といふ意味になる所以を述べ、又忠に廣狹義の二義あること、及孝に本末の別（大孝小孝）あることを述べた。尙少しく勅語の文句に對照らして解釋して置かうと思ふ。

イ 忠道と價值生活

忠の二義とは直接的皇運扶翼を眞實の嚴格なる意義の忠と云ひ、間接的皇運扶翼を汎意の忠と云ふのである。其皇運扶翼はどうしてするのかと言へば、勅語の「父母に孝に」以下「勇公に奉じ」までの各徳目に關係して居るのである。即ち孝、友、和、

信、恭儉、博愛、修學、習業、啓知、成德、公益、世務、重憲、遵法、義勇奉公の十五の主なる徳を實行することが、即ち皇運を扶翼することになるのである。或は是等の徳目は世界共通のもので、何も特に我國民道徳と限つたことはないとも言へるが、今我國民道徳の特色とする所は、是等の徳目が「忠」と云ふ觀念を根本として組立てられてある所に存するものである。若し此の根本が「孝」であれば、支那式であり、自由とか平等とかなれば、西洋式となるのである。此事は最初に述べた通り、一言一行皆忠の反映、一舉手一投足皆天皇の御名の下に行はれなければならぬのである。念々憶持、心行不離の、境地に住して居なければならぬ故、如此考へて如上の徳目を精察すればすぐ解るやうに、是等の徳目の實行、即ち我文化の生産及維持發展と云ふことになるのである。今其等のことに關して一々詳細に述ぶることは略するが、一言にして言へば、忠の實用的方面は我文化の發展といふことにあるのである。文化は勿論、物質的方面と精神的方面とに分れる。之を具體的と抽象的とに分けても同じことである。

文化とは文化價值のことである。吾人は價值を分類する時には通常六種類とする。即ち健、富、眞、善、美、聖である。此他に公、權の二を加ふれば八となる。否な加ふるに非ずして、開き出すのである。合すれば六ともなり五ともなる。此六價值の内、前の二は具體的、物質的であり、後の四は抽象的、精神的である。健は體力であり、保健衛生の道である。

富は經濟である。經濟を文化現象の一として國家の價值の一要素とすることに就ては、異論があるかも知れない。昔孟子は何ぞ必ずしも利を言はん唯仁義あるのみと云つて居る。併し今日では經濟を度外しては國運の進展は望まれない。吾人は清貧に甘んずることも心掛としては忘れてならぬことであるが、清富を致すことも今日では必要である。社會の凡てが昔とは違つて居る。今日の如き社會制度では、相當の富を成すことには心掛けなければならぬ。唯どこまでも戒むべきは濁れる富、醜き利である。經濟の眞義が持ち來したる眞正の富でなければならぬ。やゝもすると此點が誤ら

れて墮落するのであるが、金錢の奴隷となり、財産の高を以て人格の標準とするが如き卑しい人間となつてはならぬ。併し經濟の尊重すべきことは、個人としても、國家としても、今日にては異論あるべきではないと思ふ。殖産興業の如きは、藝術や科學にも關係する所大であるが主とする所は經濟活動である。

次の眞は知能の啓發、學識の進歩を意味する眞理の探究、發見である。即ち學問の効果である。科學、哲學である。

善は道德である。孝、友、和、信、恭敬、博愛は其内容であり、成就徳器は其形式である。公と權とは此内に含まれて居る。合すれば善に收まり、開けば善、公、權は各々の獨自の價値を有つに至る。公益世務は公的價値であり、重憲、遵法は權的價値に屬す。經濟價値の富、利も此内に含めてもよい。

美は藝術である。美には自然美もあるが、今は藝術美を主とする。藝術其ものゝ觀照としての外に工藝美術の價値を有つて居る。是れ國力發展の一要素である。此意味

に於て公益と關係する。

聖は眞、善、美の綜合的の意味であるか、又は獨自的、對立的のものであるかは異説のある所であるが、結局は合すれば總括的であり、開けば對立的となると見るのが妥當である。即ち眞、善、美（廣くは健も富も含む）の三を完全に體得したる境地が聖である。眞の眞、眞の善、眞の美は聖である。故に聖は價値の究極點である。無限絶對の位置である。故に聖は誠であり、「神ながら」である。即ち忠である。乃神、乃聖である。故に宗教的である。聖は宗教的價値である。内的には金剛不壞の信仰であり、外的には上掲の十五徳の實行となるのである。即ち價値行爲である。

如此考察して來ると、忠の活用は國家の文化價値の實際的行爲に外ならぬのである。而して其が即ち直に忠君愛國であり、尊皇報國である。上掲の諸徳は即ち汎意の忠であると同時に、天皇に對する直接的忠となるのである。此に由つて、國防的又進展的に實際的に如何なる關係となつて働いてゐるか云ふ事が領會せられたであらうと

思ふ。

- 1 ヅキンアルバンド 哲學概論（松原寛氏譯）
- 2 リツケルト 認識の對象（山内得立氏譯）
- 3 西田博士著 現代に於ける理想主義の哲學
- 4 拙 著 教育學汎論 一八〇—一八八頁

□ 孝と諸徳との關係

次に「孝」は直接的には各家族内に於ける道德となつて、之が諸徳の主位にあり、根本となるものである。忠の下に於ては孝が百行の本である。友も和も見方に依れ孝と言てよい。即ち孝は家族的道德の綜合的のものである。故に此關係は大孝にして同じことではあるが、孝の本義から言ふと、孝は家族的道德の根本主體であつて、家族の各員が家長即ち父に對するの道である、子の父に對すの情は世界の何れの國に於ても同様である。勿論歐米諸國と東洋とに於ては多少の相異點はあるが、其は風俗

習慣より來れるもので、其先天的本質に於ては差異のあるべき筈はない。而して其孝道が人間自然の至情にして、子の親に對する敬愛、親の子に對する慈愛許りは如何な生物と雖も一般に共通のものと言てよい。かゝる禁する能はざる親子の衷情が、一般人間生活に於ける肉體的にも精神的にも其出發點であり、又歸結點であることも、吾人の日常經驗に於て明識せる事柄である。

現今の世相に於ては、動もすると孝道の頹廢を耳にするのである。が確に一面には事實であらう。併し之は必ずしもそう許りではない。現代の社會制度の實情からして表面然かく見ゆる中からも、子が親を思ひ親に報恩せんとするの至情は衰へたと斷言することは出來ない。常に親子同棲し、子は親の側近を離れずして養體養志の孝行をすると云ふことは事情之を許さなくとも、離るれば離れる程親を慕ふ情の切實になることは、前述の國を去つて國を思ふのと同じことである。勿論西洋の個人主義の影響に依りて、現代の青年間に孝道の思想の薄弱なるものを生じては居るだらうが、其等

は今後の教育に於て十分努力し、我國に於ける孝道の尋常ならざるものなることを能く説明し、教導する様にしたならば、必ずしも悲觀したこともなからうと思ふ。故に現下、教育殊に訓育根本方針と其方法との一大改善を要する。常に世潮の流れに押されてばかり居てはならない。孝道教育の再建こそ目下喫緊の一大要事である。而して我國の家族制度の發達は、其が西洋式とも支那式とも違つて特別のものがあるのである。其は前々から度々言つた通り、我國成立の根本基礎に起因せるもので、此點は諸外國と違ふのである。則ち我國は綜合的家族制度である。國即ち家の組織である。大忠小忠及大孝小孝の關係に存するのである。孝は上即ち忠に向つた時には忠と一致し、下即ち友、和、信、恭儉、博愛等の諸徳に對する時には、其等の根本主徳となるのである。諸外國に於ては、かゝる相即融會の關係を見ることは出来ない。是れ我國の哲學思想の底潮となれるものが、前に言ひし大我的、破我的、無我的の汎神論にあるからである。之がどこまでも根柢を成して、やはり孝の場合にも活躍して居るのである。

ハ 忠道の世界的効用

である。

忠孝の徳が如此哲學的根柢の上に立脚せるものであるから、克忠克孝と言ふ言葉には、我國民道德の總てを包含し、胎生する丈の深遠なる意義を有つて居るのである。而して此忠孝より派生したる、友、和、信以下義勇奉公までの諸徳の實行は、必ずしも國內的關係許りでなく、之を「中外に施して悖らず」と仰せられて世界的、普遍的規範を有つて居るのである。即ち國外的關係に於ても、立派に妥當し得る價值を有つて居るのである。此場合に我國の忠道主義は前述の如く正義人道と言ふ語と類似して解する方が便宜である。正義人道と言ふ語は世界的の通用語となつて居るからである。即ち我國の文化價值の出發點であり、終局點である所の忠、即ち誠、換言すれば「乃神乃聖」の道は要する所、世界の平和、人生の幸福を招來せんとするに外ならぬのである。神祖の天地開闢及皇祖建國の大理想（神武天皇詔勅參照）は、歸する所、社會

の進歩、人類の救済にあるのである。其が國內生活に於ても、國外生活に於ても、同一不二であり、表裏なく、他人行儀なく、顔の色や髪の色に依つて、愛を二三にし平等に等差を附するやうな事は決してしないのである。

吾人は從來我國の外交が餘りに謙讓に過ぎて、常に軟弱拙劣なるに至つては、殆んど呆然たらざるを得なかつた。全く日本人は馬鹿正直である。併し正直すぎると云ふ事は決して悪いことではない。正直の頭に神宿るで、神は我國に祝福するに相違ない。最後の勝利、永遠の幸福は我國にあると信ずる。眞の神であれば乃神乃聖の國に幸せずして、言を二三にし、行に表裏ある國を助くる道理はない。忠誠一向の我國民が、世界最後の救済者として眞の人道を布かずして、何れの國民が能く其任に當り得やう。正直は最後の政道である。「正義の國、日本よ。永恆に奸賊と共に伍する勿れ。」是れ我國を守る大神の聲である。幸福なる哉、吾等、日本人よ。

要するに我忠道主義は國內に於ては、家にありて孝、國にありて忠、之が社會的に

現れては健全なる文化となり、國外に對しては平和人道を標的として正直、謙讓、友愛の國際生活を續けて來て居るのである。少しも無理をしない國柄である。立派な紳士の態度を以て世に處して居るのである。眞の紳士の道である。忠孝の道は一面、眞の紳士を作るの道に外ならないのである。

以上大略我國用たる忠孝の實際的活用に就て述べたのである。素より其一端に觸れただけに過ぎないのであるから、甚だ不完全であることは遺憾に思ふ所である。

第十章 結 論

吾人は以上十章に分ちて國民教育の根本義を論じたが、唯論を進めつゝも、常に斯ふ言ふことを念頭に置いてゐた。此忠道論の終始一貫して、「意味」を透見すること、即ち忠とか孝とかと言ふことは、我國民は皆小學校から中學校を経て耳に蝸の出来る程も聞かされてゐる。だから忠孝と言へば又かと來る。佛の顔も三度の感がある。之は間違つた考へだが事實がさうなるから、何とかして此感じを避けねばならぬ。其所で今吾人は本書をものとするに當つては、餘り人の已に業に知り抜いてゐるやうなことは述べないことにした。其れでも大分出たとは思ふが、出来る丈は除いたつもりだ。全く愛を割いて抛棄した。

吾人は日本人だ。日本人は米の飯を喰ふ。毎日毎日三度が三度食べる。それでも佛の顔も三度とは思はない。偶にはよいかも知れないが三度が三度ともパンではやり切れぬ。忠孝は米の飯だ。此點に於て、また忠か、また孝か、といふやうな人は、米の飯の味を知らない人だ。話せない連中なのだ。併し對機說法、應病與藥は釋迦の教へた教授法だ。如此連中には其に相應した説法が必要だ。其れで吾人は「意味」を見ることを中心として述べた。讀者は先づ第一に其心得を以て今一度振り返つて貰ひたい。我國の忠の意味の深かみを味つて貰ひたいのである。故に忠の「精神的の方面」を主として貰ひたい。綜合的家族制にしても、血と共に血に即したる靈を見ることである。又社會的となつてゐること、即ち民族的、血肉的と言ふこと丈でなく、社會的意味を包含して來てゐることを忘れてはならない。従つて普汎的になつてゐる。一視同仁、博愛及衆の方針で益々進んで來てゐる。其が爲に平常的、日課的になつてゐる。佛敎の安心立命法の問題に「臨終第一か平常第一か」といふのがある。吾人は平常第一が正しいと思ふ。之を佛語で平常業成とか、業事成辨とかと言つてゐる。臨終即ち死に瀕した時に起志

第十章 結 論

發願して念佛稱名するといふことよりも、平常に業事成辨して置けと言ふのである。今我忠道も其所にあると思ふ。平常業成的に忠心を堅めることでなければならぬ。此點から忠の汎嚴二義の一致を領會することを強調したのである。忠道の哲學的、宗教的考察に於ては不十分であつた。經濟的考察も一寸覗いた丈にすぎない。藝術的考察には全然觸れずじまつた。全體に於て不完全であることを十分認める。又機會があれば、稿を起して改訂なり、補訂なりすることゝしやう。

要するに我忠道の偉大なる過去の業績を窺ひ、未來に於ける深遠なる意味を豫想することが、吾人の目的であつた。其に依つて又現在に如何に活躍して居るかといふことも自然に悟ることが出来る。吾人の此著作の如きも其現存活動の一に過ぎないことを思ふて、聊か慰藉を感じながら此筆を擱く。

参 考 書 目

- 一、文學博士 吉 田 熊 次 著 我が 國 民 道 德
- 二、同氏講述 (陸軍士官學校) 國民道徳之學理
- 三、同 氏 著 倫理上より觀たる我國體
- 四、文學博士 加 藤 玄 智 著 神道の宗教學的新研究
- 五、文學博士 清 原 貞 雄 著 日 本 道 徳 論
- 六、 里 見 岸 雄 著 日 本 國 體 學 概 論
- 七、文學博士 井 上 哲 次 郎 講 述 國 民 道 徳 概 論
- 八、理學博士 菊 地 大 麓 述 新 日 本
- 九、文學博士 田 中 義 能 著 國 民 道 徳 要 領 講 義
- 一〇、法學博士 大 川 周 明 著 日 本 及 日 本 人 の 道

- 一一、 佐々木 四方志著 人生論より見たる日本國體論
- 一二、 永田 秀次郎著 平易なる皇室論
- 一三、 境野 黃洋著 聖德太子傳
- 一四、 法學博士 筧 克彦著 神ながらの道
- 一五、 同 氏述 國家の研究第一卷
- 一六、 文學博士 澤柳 政太郎著 我國の教育
- 一七、 文學博士 芳賀 矢一著 國民性十論
- 一八、 文學博士 深 作 安文著 倫理と國民道徳
- 一九、 文學博士 黒板 勝美著 國體新論
- 二〇、 伯爵 二 荒 芳徳著 新日本の自主的建設
- 二一、 文學博士 椎 尾 辨匡著 社會の宗教
- 二二、 法學博士 松 本 重敏著 忠君論

- 二三、 德富 猪一郎著 國民小訓
- 二四、 渡邊 幾次郎著 皇室と社會問題
- 二五、 ゴキンデルバンド 哲學概論
- 二六、 リッッケルト 認識の對象
- 二七、 文學博士 西 晋一郎著 倫理學の根本問題
- 二八、 同 氏著 教育と道徳
- 二九、 西田 幾太郎著 善の研究
- 三〇、 同 氏著 現代に於ける理想的主義の哲學
- 三一、 入澤 宗壽氏著 文化教育學と新教育

著者
印檢

昭和二年六月十七日印
昭和二年六月二十日發行

不許復製

著者 大村 桂 巖

發行者 辻本 經 藏

印刷者 溝口 榮

印刷所 溝口印刷所

國民教育の根本義
奧附 金壹圓貳拾錢

發行所 東京市麴町富士見五ノ九番
振替口座東京五八一八八〇番
大阪六八八八〇番
教育研究會

東京府下落合町四丁目

252
347

終

